

## ～ 特 集 ～

### 第4回法整備支援連絡会（平成15年1月15日開催）結果の概要

国際協力部教官 黒川 裕 正

#### 1 はじめに

法務総合研究所では、国際協力事業団（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCLC）と連携し、関係機関の皆様の御協力を得ながら、ヴェトナム、カンボディア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン等のアジアの開発途上国を対象として、民商事法分野における法整備支援を実施してきました。

ヴェトナム及びカンボディアに対する支援は、今、新たな段階への転機を迎えており、インドネシア、ウズベキスタン等の国々が新たに対象国に加わるとともに、支援内容も多様化しつつあり、法整備支援の今後の方向が大きな検討課題となっています。

このような状況の下で法整備支援を更に発展させるためには、関係機関・関係者間において、法整備支援の現状と問題点及び今後の方向について議論を尽くし、その連携の基盤となる共通の認識を持つことが重要と考え、法整備支援連絡会を開催いたしました。

#### 2 開催日時等

（日 時） 平成15年1月15日（水） 10:00～17:30

（場 所） 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

（主 催） 法務省法務総合研究所，国際協力事業団（JICA）

（後 援） 最高裁判所

日本弁護士連合会

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

日本貿易振興会アジア経済研究所（JETRO）

財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

（進 行） プログラム（本誌10ページ）を御参照ください。

（出席者） 約120名（詳細は、参加者名簿を御参照ください。）

インドネシア領事館	カンボディア領事館	最高裁判所
法務省大臣官房秘書課	衆議院法制局	司法制度改革推進本部
経済産業省	日本弁護士連合会	大阪法務局
日本司法書士会連合会	JICA 本部	JICA 大阪国際センター
名古屋大学	九州大学	早稲田大学
大阪大学	立命館大学	日越関西友好協会
財団法人日本国際協力センター大阪支所及び中部支所		
財団法人比較法研究センター		ほか多数

### 3 主な内容

#### (1) 講演 — ロック前司法大臣（越日同時通訳：初鹿野マイ）

ヴェトナムのロック前司法大臣は、JICA が招へいし、日本滞在中に、名古屋大学での講演や日本の立法手続などについての視察をするとともに、今回の法整備支援連絡会で講演され、次の内容を述べられました。

ア 日本は対ヴェトナム法整備支援の活動において、他の国々に比べ、現在最も重要な地位を占めており、ヴェトナム側が期待した効果が達成されている。

イ 日本人の問題へのアプローチと問題解決の仕方に非常に興味を持っており、ヴェトナムに日本法センターを設立し日本の法律・資料を整備するとともに、日本の大学でヴェトナム人の法律専門家を日本語で育成することが望まれる。

ウ ヴィエトナムの専門家の立法技術並びに法の解釈及び運用に関する経験の不足や欠点を克服するためにも、日本の支援が是非必要である。

なお、この内容は、ロック前司法大臣と三ヶ月章元法務大臣の対談でも話題とされています（本誌8号参照）。

#### (2) 講演 — 竹下守夫（駿河台大学学長）

法整備支援は、2001年の司法制度改革審議会の意見書でも、日本が国際社会の一員としての主体的役割を果たす上で重要であると指摘されるように、現在の日本の国際的地位から見て、国家的責務であるとされています。

また、法整備支援は、「相手国が民主国家に生まれ変わるため」の支援でもあり、自身が起草を手掛けたカンボディア民事訴訟法典の条文案にも、民主的な訴訟原則を随所に採り入れ、「民主的法治国家の法典」としたことが紹介されました。

その上で、カンボディア民事訴訟法条文案の起草作業の経緯と、作業が予定どおり完了したことが紹介され、起草作業完成が実現した諸要因についての説明がありました。

最後に、今後の課題として、日本側の管理・運営の在り方について触れられています。

#### (3) 講演 — 森嶋昭夫（財団法人地球環境戦略研究機関理事長）

まず、日本の法整備支援は、政府開発援助（ODA）事業として我が国が JICA を通じ責任を持って行っているものであるとの指摘がありました。

そして、法整備支援の世界的動向について触れられました。つまり、①1960年代にアメリカが法律専門家をアドバイザーとしてアフリカや南米の国々に派遣し、アメリカ型の制度を持ち込もうとしたこと、②その活動は1970年代ころから下火になったこと、③その後、形を変えて西欧諸国が東欧諸国に対し、担保法、破産法などの法整備を条件として融資を行うという形で法整備支援を行ってきたため、基本法よりも先にそれらの法律が持ち込まれたこと、④中国では法律そのものが国家機密とされた時代もあり、中国に比べれば、ヴェトナムはオープンであるが、カンボディアの場合と違って、起草作業そのものはヴェトナムが行っていることなどが紹介されました。

今後の課題としては、法整備支援の評価について、日本にとってどういう意味があったかも評価項目に加えるべきではないかとの問題提起があり、さらに、今後の目標を立てる

に当たって取り上げるべき論点として、以下のものが考えられるとの説明がありました。

ア 日本側の人材等持てる能力を前提としてどのようなゴール・ターゲットを考え、コストパフォーマンスの高い支援を考えるべきであること。

イ 人材育成については、だれに対してどういう育成をするのか。Training of Trainers をするとしても、どこまで何をするのか。

ウ 法整備支援においてはハード面の支援は行わない方針であったが、今後も行わないのか。仮に、今後行うとすると、どういう位置付けでどこまでするのか。

(4) 問題分析の報告及び問題提起－田中嘉寿子（国際協力部教官）

関係諸機関への質問票に対する回答を基に、法整備支援活動における問題点及び解決策を計画策定段階、支援実施段階及び評価段階に分けて網羅的に整理し、その要点が報告されました。

最後に、法整備支援活動における経験が国内での活動にフィードバックされるとともに、今後も広報活動やお互いの情報交換活動が盛んになって、より良い法整備支援活動が行われることを期待すると結びました。

(5) パネルディスカッション 第一部

ア 坂野一生 － 元 JICA 長期専門家（カンボディア）

カンボディア民法、民事訴訟法起草支援において、両草案の起草作業がほぼ完了し、今後は、制定に向けての活動や周辺法の起草支援の可能性を探ることが必要であることが紹介されました。

なお、坂野元長期専門家には、2002年12月4日に当部で「法律用語の翻訳上の苦勞」及び「カンボディア側の起草メンバーの目覚ましい進歩」について発表してもらいました（本誌第7号91頁以下参照）。

イ 工藤恭裕 － JICA 長期専門家（ラオス）

ラオスの特色（国として小規模であることによる長所と短所、法制度整備の遅れが大きいこと、ラオス語の壁など）について説明があった後、ラオスで経験した問題やラオスにおける工夫について紹介されました。

ラオス語の壁については、ラオス語ではコンピュータでキーワード検索ができないというコンピュータ利用上の問題があることが説明されました。また、現地セミナーをレベル分けし、最初のレベルを修了しないと次のレベルに進まないこと、現地セミナーでの修了を原則として本邦研修の参加要件としていることなどが報告されました。

ウ 市橋克哉 － 元 JICA 長期専門家（ウズベキスタン）

名古屋大学教授の市橋元 JICA 長期専門家から、ウズベキスタンにおける司法制度改革、基本法典整備の動きが紹介されるとともに、タシケント国立法科大学が、中央アジアで最も歴史があり、インドシナ諸国やモンゴルから多数の留学生を受け入れているという紹介がありました。また、日本がウズベキスタンに対して行っている様々な法整備支援活動についても紹介がありました。

エ 山下輝年 — 国際協力部教官（インドネシア）

インドネシアではまだ支援が始まったばかりであること、司法の汚職があること、他の支援機関が先行していることなどが指摘されたほか、2001年の第三次憲法改正による憲法裁判所などの設置については、「法律のひろば」（2002年10月号58頁以下、同年11月号58頁以下）で詳しく説明している旨の紹介がありました。

オ 河津慎介 — JICA 長期専門家（ヴェトナム）

ヴェトナムでの法整備支援活動の概要が紹介されるとともに、「ヴェトナムの人たちは人的な関係を非常に重視することから、これまではヴェトナム側との人的な信頼関係を構築した上でプロジェクトを遂行してきたが、今後は、長期専門家が異動してもプロジェクトが継続する体制作りが重要」という意見が示されました。

カ 中野武 — JICA アジア第一部次長（アジア諸国全般）

支援方針や支援のための資源の組合せの必要性などについて紹介されました。

支援方針については、例えば、カンボディア民法、民事訴訟法起草支援は「代替案提示型」に位置付けられるとのことでした。

また、資源の組合せについては、ソフトウェア、ハードウェア、そして、それらを使う人材の育成に焦点を当てて支援をしていく必要があるということでした。

(6) パネルディスカッション 第二部

以下の論点について、議論が行われました。

ア 理念の必要性等

法整備支援に理念が必要かどうか、対象国については、移行経済国のみでは狭いのではないかといったことから、ODA 大綱が述べている民主化、市場経済化の促進、人権保護との関連で、法整備支援は市場経済化支援に偏りすぎていないかという点が議論されたが、これまでの支援も民主化、人権保障の意味を併せ持つことを再認識する必要があると指摘されました。

イ 要請主義

要請主義は、人によっていろいろな意味で使われることから議論がなされたが、要請は単に申入れ段階での手順の意味にすぎないということでした。

1980年代半ばに環境破壊を伴う ODA に対する批判が出てから、既にこの原則は修正されており、1990年代の ODA 白書を見れば、ODA における要請主義の説明が変遷していることが分かるということでした。

ODA 大綱も10年が経過して転換期が来ている旨の補足説明もありました。

ウ 韓国の行う法整備支援

韓国の援助機関 KOICA が「法律文化輸出は低費用高効率の国家戦略事業」「将来の北朝鮮との統一を控えての経験蓄積」のために、また、これまでのアフガニスタンへの司法制度支援とモンゴルへの法制支援の経験をきっかけに旧ソ連圏（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン）及びアジア諸国（特にモンゴル、インドシナ諸国）を対象に、法整備支援を開始しているとの指摘がありました。

## エ 経済政策支援と法整備支援

経済政策支援を行う際に、提言をするだけでなく、実現させることも必要であり、そのためには、法律も必要であり、JICAの法整備支援活動との連携が必要であるという指摘がありました。

具体例として、「เวียดนามで民間企業振興を行ったが、会社法による企業が登記された数が少なく、その原因は商業登記法がなかったからである。実体法だけでなく手続法も制定し、手続を所管する機関も育成しなければならない。」という実情が紹介されました。

## 4 特記事項

### (1) 広報活動

法務省ホームページ及び国際協力事業団（JICA）ホームページに案内を掲載。

### (2) 取材申込と結果

今回の連絡会につき、報道機関の取材あり。

- ・NHK 総合テレビ 1月15日（水）午後8時45分～9時のニュースで放映。
- ・読売新聞 1月16日（木）朝刊に記事掲載。

## 5 第4回法整備支援連絡会を終えて～担当者所感

法整備支援連絡会は、平成11年度から毎年度1回開催していますが、今回の連絡会は過去3回と異なり、(1)大阪で初めて開催、(2)JICA 長期専門家から実情報告、(3)積極的な広報（ホームページほか）といった特徴のある連絡会であったと思います。

参加者数は過去最大であり（しかも、幅広く様々な関係機関からの参加がありました。）、また、参加者の声を聞く限り、議論が好評であったことから、おおむね成功であったと評価できると思います。

## 6 過去の法整備支援連絡会開催状況

### (1) 第1回 平成12年1月開催 於法務省大会議室

法整備支援に携わる関係者が、それぞれの機関の概要及び活動についての報告や質疑。

### (2) 第2回 平成12年10月開催 於 JICA 国際協力総合研修所

法整備支援の基本方針に関し、「ODAによる法整備分野の援助戦略について」と題するディスカッションペーパーを基にして、支援対象法分野や対象地域についての協議。

### (3) 第3回 平成13年9月開催 於法務省浦安総合センター

三ヶ月章東京大学名誉教授を始めとする関係者の報告、当所において招へいたしたベトナム最高人民裁判所ホアン・カーン副長官による講演、森島昭夫名古屋大学名誉教授による基調講演。

## 7 最後に

連絡会当日のプログラム，参加者名簿，議事録及び法整備支援関係機関調査票等の資料を収録しました。法整備支援活動の現状と課題を知る上で有益なものと考えますので，御参照いただければ幸いです。



〈第4回法整備支援連絡会〉

## プログラム

---

10:00～10:30	開会あいさつ 尾崎 道明 法務総合研究所国際協力部長 隅田 栄亮 国際協力事業団理事
講演	
10:30～10:50	H.E. Nguyen Dinh Loc <sup>グエン ディン ロック</sup> ヴィエトナム前司法大臣
基調講演	
10:50～11:30	「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」 竹下 守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授
基調講演	
11:30～12:10	「ヴィエトナムにおける法整備支援」 森島 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長 名古屋大学名誉教授
問題分析の報告 及び問題提起	
12:10～12:30	田中嘉寿子 法務総合研究所国際協力部教官
12:30～13:30	昼食
13:30～15:00	パネルディスカッション 第一部 「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題 －法整備支援の現場から」 カンボディア 坂野 一生 元長期専門家 ラオス 工藤 恭裕 長期専門家 ウズベキスタン 市橋 克哉 元長期専門家 インドネシア 山下 輝年 国際協力部教官／司会 ヴィエトナム 河津 慎介 長期専門家（ビデオレター） アジア諸国全般 中野 武 JICA アジア第一部次長 －ODA 実施機関の立場から 質疑応答
15:00～15:15	休憩
15:15～17:15	パネルディスカッション 第二部 「法整備支援の新たな展開－その理想像と戦略」 山下 輝年 国際協力部教官／司会 中野 武 JICA アジア第一部次長 新美 育文 明治大学法学部教授 鮎京 正訓 名古屋大学大学院法学研究科教授 矢吹 公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 作本 直行 日本貿易振興会アジア経済研究所主任研究員 質疑応答／討論
17:15～17:30	所感 三ヶ月 章 元法務大臣，法務省特別顧問，東京大学名誉教授 (財)国際民商事法センター特別顧問 日本ローエイシア友好協会会長
17:30	閉会

---

講演者紹介（順不同）



グエン ディン ロック  
H.E. Nguyen Dinh Loc ヴィエトナム前司法大臣

現職：国会議員， ヴィエトナム法律家協会副会長

(略歴)

1977 モスクワ大学博士課程修了（法学博士）  
1986 国会議員  
1987 国会司法局長  
1992. 5 ヴィエトナム法律家協会副会長  
1992. 5  
～2002. 8 司法大臣



たけした もりお  
竹下 守夫 駿河台大学学長， 一橋大学名誉教授

JICA カンボディア「法制度整備」

民事訴訟法部会長

(略歴)

1963 東京大学大学院博士課程修了（法学博士）  
1990 一橋大学法学部長  
1996 一橋大学名誉教授  
1999 司法制度改革審議会（会長代理）  
駿河台大学学長  
2001 法制審議会会長



もりしま あきお  
森嶋 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
名古屋大学名誉教授

JICA ヴィエトナム「法制度整備」

国内支援委員会委員長

民法改正共同研究会委員長

JICA カンボディア「法制度整備」

国内支援委員会委員長

民法部会長

(略歴)

1958 東京大学法学部卒業， 同学部助手  
1968 ハーバード大学ロー・スクール大学院修了（LL.M）  
1988 名古屋大学法学部長  
1996 名古屋大学名誉教授， 上智大学法学部教授  
1998 財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
2000 中央環境審議会会長

## 第4回法整備支援連絡会議事録

平成15年1月15日（水）10:00～17:30

大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

### 開 会

【司会（平川）】 大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第4回法整備支援連絡会を開会いたします。私、本日の進行を務めます、法務総合研究所国際協力部の平川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会に当たりまして、法務総合研究所国際協力部長尾崎道明がごあいさつ申し上げます。

#### 尾崎道明法務総合研究所国際協力部長あいさつ

【尾崎】 皆様おはようございます。本日はお忙しい中、多数の方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は遠路、ヴィエトナムのロック前司法大臣閣下の御出席を賜っております。ロック前司法大臣におかれましては、我が国関係者によるヴィエトナムへの法整備支援が始まった段階から、その企画、調整等に御尽力いただきました。ここに改めて深く感謝申し上げるとともに、心から歓迎の言葉を申し上げさせていただきます。



法務省では、平成11年度から、国際協力事業団（JICA）との共催により、財団法人国際民商事法センター（ICCLC）などの御支援も得まして、法整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただきまして、本連絡会を開催してまいりました。その目的は、法整備支援に関する情報や意見の交換と、これによる関係機関、関係者間の連携の促進であり、皆様方の御協力を得て一定の成果を上げてきたものと考えております。本連絡会も回を重ねまして本会が第4回となりますが、今回は、私ども国際協力部といたしまして、大阪に移転して初めて、そしてまた、ここ大阪の地で開催される最初の記念すべき連絡会ということになります。

法務省の民商事法分野における国際協力に関しまして、ここに若干申し上げますと、法務省の活動は平成6年（1994年）に始まり、法務総合研究所がその実施を担当してまいりました。そして、当研究所による法整備支援活動の広がりとその重要性にかんがみまして、平成13年（2001年）4月には法務総合研究所の中に法整備支援を専門的に扱う独立の部といたしまして、私ども国際協力部が設置されるに至っております。この間、法務総合研究所では、国際協力事業団、財団法人国際民商事法センター、学界、財界、法曹各界の方々の御協力を

得ながら、国際協力事業団による政府開発援助（ODA）の枠組みの下に、主としてヴィエトナム、カンボディア、ラオスといった、中央指令経済から市場経済への移行を図る国々を対象に法整備支援活動を行ってまいりました。また、当所では、独自の企画といたしまして、アジア諸国から法律関係の政策関係者あるいは法律専門家を招へいたしまして、情報交換や共同研究を実施するなどの活動も行っております。このような支援活動の対象国は、今や、ヴィエトナムなどと同じく、市場経済への移行という課題に直面しておりますウズベキスタンなどの中央アジア諸国あるいはモンゴル、そしてまた、アジア通貨危機を経て、いわゆるグローバリゼーションの波に洗われておりますインドネシアあるいはフィリピン、こういった国々にも広がりつつあります。

ところで、御承知のとおり、平成13年（2001年）12月、内閣に司法制度改革推進本部が設置されまして、新しい時代にふさわしい司法制度の構築を目指して様々な改革が進められております。その中で、法整備支援活動の拡充もまた重要課題の一つに位置付けられております。平成14年（2002年）3月19日、司法制度改革推進計画が閣議決定されましたが、その中でも、「グローバル化が進む世界の中で、司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが一層重要となっているとの認識の下に、民事司法の国際化、刑事司法の国際化、法整備支援の推進及び弁護士国際化を図るための措置を講ずる。」「開発途上国に対する法整備支援を引き続き推進する。」旨が述べられております。

先ほど当研究所による支援活動の対象国の広がりについて述べましたが、当研究所の関与するものに限らず、我が国の関係者によります法整備支援活動は、全体として近時、急速にその規模が拡大し、内容的にも充実してまいりました。また、これに伴いまして、各方面の法整備支援活動に対する注目、関心にも一層の高まりが見られるように思われます。例えば、カンボディア民法、民事訴訟法起草支援は、本年度の終了をもって草案の完成という一つの節目を迎えることになっております。そして、平成14年（2003年）10月には、これを記念するセミナーがプノンペンで開催され、フン・セン首相も出席されました。この起草支援をめぐるしましては、各種報道がなされております。これもこのような関心の現れということができると思います。

なお、この記念セミナーには私自身も参加いたしましたけれども、学者の方々を中心とする我が国の法律専門家が長きにわたって英知を結集した成果に深く印象付けられたことはもとより、この起草作業によりまして、カンボディアの起草担当者が見事に成長を遂げ、この草案のために新たに造られたものを含むクメール語の法律用語を駆使いたしまして、草案の内容を明快にセミナーにおいて説明し、質問にも的確に対応している姿に感動した次第でございます。このように我が国関係者による法整備支援活動は、量的にも質的にも目覚ましく発展いたしまして、その成果も実りつつあり、誠に喜ばしいところであります。法整備支援の成果はなかなか目に見えにくく、評価が困難と言わざるを得ないところがありますけれども、言うまでもなく、法律は紙の上で法が制定されるだけではなく、それが公平、確実、迅速に実施されて初めて真の意味での法規範としての実質を備えることとなります。そのためには、法の制定のみならず法を運営する組織の整備、そしてこれを担う人材の育成と運営の

ノウハウの蓄積が必要であります。法整備支援の評価も、このような法の特徴を踏まえる必要があります。当研究所は、このような認識の下に、各方面の法律専門家の御協力を得ながら、その力を結集して長期的な視点をも踏まえた支援を実施してまいりました。これまでの努力の成果は次第に姿を現し、次の段階における新たな支援の基盤となっていくものと信じております。

ところで、このように我が国関係者による法整備支援活動が発展する一方におきまして、近時の ODA の見直しに伴い、法整備支援を含む政府開発援助全体が厳しい評価の対象となり、従来にもまして効果的、効率的な支援が強く求められるに至っております。このような言わば、外在的な要因だけではなく、法整備支援活動自体も内在的にその発展に伴いまして各種の課題に直面し、転換期を迎えているように思われます。すなわち、カンボディアやヴェトナムに対する法整備支援がいずれも来年度には新しい段階に入ることになっていること、インドシナ3国のほか、ウズベキスタン、インドネシア等の国々が対象国に加わりつつあること、これらのことから、新たな支援の内容や手法を企画する必要が生じております。また、従来の活動を評価してその成果や問題点を確認するとともに、今後の法整備支援活動の在り方を検討し、新たな段階、あるいは新たな国、新たな分野におきまして、一貫性のある方針の下に継続的に活動を積み重ねて、一層効果的、効率的な支援を実現していく必要があると思われます。このような問題意識から、当部職員を含む法整備支援関係者が集まって、法整備支援の在り方を検討する機会も設けられており、議論が重ねられております。今回の連絡会は、このような状況をも踏まえ、これまでの法整備支援活動の成果を確認するとともに、今後を展望するものとしていたいと考えております。幸い現地で活躍されている長期専門家を含め、各分野において御活躍の方々に、講演や総括、また、パネルディスカッションへの参加を御快諾いただきまして、充実した日程を企画することができました。これらの方々に改めて厚く御礼を申し上げます。会場の皆様にも議論に積極的に御参加いただき、本日の会議が活発で実り多いものとなることを心から期待しております。

最後に、本連絡会を御支援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、財団法人国際民商事法センター、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、日本貿易振興会アジア経済研究所を始めとして当部の活動に御協力いただいている方々に対し、深く感謝申し上げますとともに、本連絡会が、我が国関係者による法整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして私のあいさつといたします。ありがとうございました。

## 隅田栄亮国際協力事業団理事あいさつ

【司会】 引き続きまして、国際協力事業団（JICA）理事隅田栄亮様からごあいさつをいただきます。

【隅田】 皆様おはようございます。今日はまだ1月の15日でございますので、若干手遅れでございますが、改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願います。

私は、ただいま御紹介を賜りました国際協力事業団（JICA）の隅田と申します。このたびは法務省、それから JICA との共催、財団法人国際民商事法センター等の後援によりまして、第4回の法整備支援連絡会の開催が実現しましたことを大変喜ばしく思っております。また、この場をお借りいたしまして、JICA の日ごろの途上国協力、今現在も約150の開発途上の国々に協力を展開させていただいておりますけれども、そういう JICA の途上国支援の事業に対しまして大変な御支援をいただいております皆様方に、御理解と御支援、御協力をお願いいたしまして、また、厚く心から御礼申し上げたいと思います。



さて、我が国の法整備分野に対します協力につきましては、1990年代の冒頭より、ヴェトナムにおいて開始されたのが最初でございますけれども、先ほど尾崎様からもお話がございましたように、特に、本日この場に御参加いただいておりますヴェトナム国ロック前司法大臣閣下におかれましては、ヴェトナムでのプロジェクトの立ち上げから、我が国が本分野における協力の経験がなくて、手探り状態で作業を進める中で、現在に至るまで我が国協力の成果を生み出すに至る基盤作りのために、力強いリーダーシップを発揮していただき、ヴェトナム側の調整、あるいは日本とのかけ橋として御尽力をいただいております。誠に感謝の念に耐えない次第でございます。改めて JICA を代表いたしまして、これまでの御貢献に対する感謝の意を述べさせていただくとともに、あわせて、従来の成果を拡充することに対する更なる御協力、御支援をお願いしたいと思います。

さて、本連絡会の開催に際しまして、本分野に対する従来の JICA 支援の成果や経験につきまして、評価というか、大まかな印象を先に3点述べさせていただきたいと思います。まずは、カンボディアのケースのように、民法あるいは民事訴訟法案の起草支援というような、目に見える成果が着実に上がっているということでもあります。第2は、非常に目に見えにくいものでございますが、正に国の発展の根幹をなす法・司法制度の改革を担う先方カウンターパートの人材育成、カウンターパートの人材の能力も着実に向上しているということもございます。この人材育成は定量的な形での評価はなかなか困難という側面はございますけれども、それぞれの国々の発展を支え、また、我が国が実施をしておりますプロジェクトの成果のより一層の拡充のために必要不可欠なリソース・パーソンとなっていることは大いに期待されているところでございます。第3に、先に申し述べましたように、従来、JICA といたしましても、本分野に対する協力の経験やノウハウがない中で、三ヶ月先生や、あるいは竹

下先生，そして森寫先生を始めとした法曹関係者の皆様に，あるいは法務省，日弁連，最高裁などの方々にプロジェクトに御参加いただきまして，多大な御尽力を賜りまして，ここまでの大きな成果を上げてきたということでございます。JICA といたしましても，これまでに蓄積されました貴重な経験を，あるいはノウハウを抽出いたしまして，本分野に対する協力の質の向上，あるいは他の国で同じようなプロジェクトを展開する場合の参考にする等，更なる努力が必要ではないかと痛感をいたしております。

また他方，これまでの協力の結果得られました経験や，あるいは ODA を取り巻く状況の変化の中から，JICA といたしましては，大きく分けまして，今後，以下の三つの新たな問題あるいは課題が発生しているというふうに認識をいたしております。その第1は，まず JICA 自身の問題でございますが，国際協力事業団 JICA は，2003年10月に独立行政法人になることが決定をいたしまして，国際協力機構というふうに名前が新たに変わりますけれども，従来，外務省を含む関係省庁との間で不明確でございました権限や責任が明確化されていく中で，法整備支援分野の協力に当たりまして，JICA 自身がより一層，事業目標や，あるいは国，地域ごとの開発戦略あるいは手法を明確にした上で，強力な結果責任をも視野に入れながら事業に取り組むことがますます求められてきている状況でございます。この点は，言い換えますと，前述しました目に見える協力以外に，目に見えづらい協力の成果についても，協力に従事した関係者のみならず，より幅広い利害関係者や，特に国民全般に対してその意義や成果について明確に説明をし，評価を得るという努力が従来にもまして重要になってくるということでもあります。この点は，他の分野におきましても当てはまる課題ではございませんけれども，この機会をとらえまして，法整備分野に御協力をいただいております各参列者の皆様にも，独立行政法人下の国際協力事業団，国際協力機構の抱える問題意識について御共有いただければ大変有り難いと思っております。

第2に，上のことにも関連いたしますけれども，我が国がなぜ本分野に対する協力を意識する必要があるのかという基本的な援助理念を明確にした上で，さらに，我が国の法整備分野に対する協力の経験や成果を踏まえまして，同分野において我が国が比較優位を有する各セクターや，あるいは協力手法，また，国，地域ごとの固有性に応じた協力の在り方など，JICA としての本分野に対する協力の戦略性を策定していくことが必要でございますし，また，同分野に対する協力の成果や，あるいはインパクトを明確に説明していくという状況が必要でございます。そういう形の中で，経験分析あるいは議論をいかような形で進めていくかということを実際に検討していく必要があると理解しております。例えば，様々な報告書の中で，既に記述されておりますけれども，法案起草プロセスにおきます先方カウンターパートの意向や，あるいは置かれている状況等を十分尊重した形での対応という，いわゆる人材育成手法の成功例，これは JICA が実施をしております他の分野における協力に対するモデルとしても十分適用可能でございますし，その成功の諸条件を抽出することによりまして，JICA 協力の一層の質の改善につながると考えております。

第3に，従来，民商事法分野におきます法案の策定支援や，あるいは法律専門家の要請という法・司法制度分野に対する特化した協力と，その他密接に関連する分野との協調，連携，

これをいかに確保していくかという課題でございます。JICA といたしましては、現在、法整備分野に対する協力を実施しておりますアジアを中心とした諸国におきましても、グッド・ガバナンスに資する民主化支援や行政改革支援、あるいは市場経済化進展を促進するための経済政策支援、あるいは日本センターを通じたビジネススキル向上を中心とした人材育成に対する協力などを実施しております。これに加えまして、近年、大きなニーズとして、それら諸国から要望のございます世界経済への統合、すなわち WTO 加盟に資する支援をいかに進めていくかという問題、あるいは IT 関連法整備をいかに進めていくかという、我が国に対しまして新たなる課題というものもでございます。これらの分野におきましても、法整備や、あるいは関連人材の育成ということは必要不可欠でございますので、我が国が従来実施をしましてまいりました法律分野、あるいは手法のみならず、新たな対応に迫られていくことになると考えております。また、双方の分野及び関係者間の連携・協調をいかに実現していくかという点も今後真剣に議論していく必要があると考えております。

以上のような問題意識の下で、現在、JICA といたしましては、関係諸機関の御協力をいただきながら、法整備支援戦略研究会というものを立ち上げておりまして、その場で法整備支援分野における戦略策定への努力あるいは課題別実施方針の一つといたしまして、ガバナンス分野における協力指針の作成など、より明確な法整備支援分野に対する協力の指針、戦略策定のための努力を継続いたしております。しかしながら、こうした大きな課題に対しましては、当然のことながら、JICA のみでは対応できませんので、今後とも引き続き、法曹関係者の皆様からの御指導や御意見を是非賜りたいと思っております。また、本日の連絡会のおきましても、上記の視点を含めまして議論を深めていただければ、今後とも JICA の実施いたします法整備支援分野における方向性、課題等についての大きい参考になるということで、期待をいたしているところでございます。

最後に、本日の連絡会の成果が実り多いものとなりますように、また、今後法整備支援分野に対する協力がますます発展していくことを祈念いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】 隅田様、どうもありがとうございました。

## ヴェトナム社会主義共和国グエン・ディン・ロック前司法大臣講演

【司会】 それでは、本日、本連絡会のため、遠路ヴェトナムよりお越しいただきましたグエン・ディン・ロック前司法大臣閣下を御紹介申し上げます。

同氏は、1992年5月から2002年8月まで約10年の長きにわたりまして、ヴェトナム社会主義共和国司法大臣をお務めになり、現在は国会議員として御活躍中であります。本日の通訳は初鹿野マイさんをお願いいたしております。同時通訳のチャンネル1で日本語をお聞きいただけます。どうぞ御準備ください。



【グエン・ディン・ロック】 主催者の皆様、御臨席の皆様、まずこの会議に出席させていただくことに対し、心から感謝いたします。この2003年の法整備支援連絡会に出席できることは極めて大きな名誉であります。この会議は、過去何が達成できたか、また、今後協力できる可能性は何かあるのか、そして重要なのは、今後この技術協力を向上するにはどういう方針、どういう方向性を必要とするのかを検討する大変重要な会議と聞いています。長年、諸外国からいただいた法整備支援協力にかかわった人間として、この会議に自分の考えを述べる機会を与えられ、大変光栄に存じます。

今回初めてこの会議に参加して心強く思っている点が2点あります。第1に、この会議で発表する機会を与えられたということは、日本が、法整備支援という技術協力において、ヴェトナムに高い優先度を与えているということです。これは、日本の対外政策におけるヴェトナムの優先度の現れだと思えます。しかも、私の専門分野である司法、法律、法整備の分野であることから、本当にうれしく思います。第2に、私たちは昨年、一年以上かけて、ヴェトナムの2010年までの法整備のニーズを評価する活動を行いました。この活動には、日本を含む海外の支援国又は支援機関も参加し、一連のセミナー、ワークショップを実施したのです。活動としては、今までヴェトナムに対する法整備支援活動がどんな成果を達成できたか、また、今後10年間、どんなニーズが必要かという評価を行いました。ですから、私たちがやったことは、少なくとも日本の法整備支援連絡会議と同じようなことをやっているわけですし、その方向は正しかったと言えるのです。

それでは、日越の法整備支援に関する私の考え方を述べたいと思います。御臨席の皆様、この会議において、ヴェトナム国民、そしてヴェトナム法律家を代表して、日本国民、日本政府並びに日本の法律家の皆様に対して、これまでの多大な御協力、御尽力に心から感謝を申し上げます。すべての方々の名前を挙げることはできないのですが、両国のこの分野における関係で最も功績の大きな方として、森寫先生の名前を挙げたいと思います。森寫先生は、日越の法整備支援協力初期のころから、常に私たちを支えてくれました。そしてその名は、今後も日越の法整備支援協力の歴史に刻まれることでしょう。皆様、10年にも達していないこの法整備支援協力ですが、おそらくこの活動を知らない人たちから見ると、この短い期間では、あまり多くのことができないのではないかという意見をお持ちでしょう。この

考え方は、国際協力においては大変センシティブな問題がありますし、また、方針を法律の規定として表すのは大変時間がかかるということを考えると、その意見も正しいと言えるかもしれません。しかし、日越のこの法整備支援協力を常に見ていた人間としては、そうは思いません。確かにベトナムに対する法整備支援においては、時期的には、日本は他の機関や国に比べて遅かったのですが、しかし、現時点において見ますと、日本の占める位置は、他の国々よりも大変重要なものとなっています。おそらく他の国は、対ベトナムの日本の協力がこれほどの仕事になるとは思っていなかったでしょう。

もう一つ強調できるのは、これから日越の法整備支援協力は、ますます拡大されて、また深みが増していくと言えます。1996年にベトナム司法省と日本の JICA との間で合意文書が交わされました。当時、ベトナムの国会の法律制定スケジュールに基づいて、試験的なセミナーの実施から始まったのですが、第1期のフェーズにおいては約15のセミナーが実施され、総勢約1,000名の人たちがこれらのセミナーに参加しました。その間に約6回の本邦研修が実施され、また、ホーチミン市における社会調査も実施されました。そして、司法省から3名が日本で長期研修を受けることができました。また、三つのプロヴィンスに対しては教材も供与されました。そのような大変意義のある結果を得たフェーズ1に続き、両国の政府がフェーズ2を進めることを決定しました。フェーズ2においては、協力の内容、協力の方法、そして協力のカウンターパート、どちらも拡大いたしました。そして、現在、ベトナムサイドとしては、最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省、日本サイドからは、JICA、法務省、最高裁、日弁連など大変多くのカウンターパートの参加を得ることができました。

このフェーズ2の協力内容としては三つあります。最も基礎にあると言えるのはベトナム民法改正支援プロジェクトですが、第1の内容としては、年間八つのセミナーが開催されることになったのです。セミナーのテーマは、ほとんど各カウンターパートが主管する法規範文書です。例えば、民事訴訟法、刑事訴訟法、改正刑事訴訟法、海事法、破産法、判決執行法、民事賠償法、刑事賠償法、司法鑑定法令、商事仲裁などです。第2の内容は、法律執行運営に関する支援です。これは、ベトナムの法律、特に民商事法における研究と評価を行ったことです。この中で、ベトナム民法改正支援も重要な柱になっています。第3の内容としては人材育成、これは裁判官、検察官と法律専門官に対する人材育成です。総括してみると、最高人民裁判所、最高人民検察院、そして司法省で約22のセミナーが実施されました。これは、国会の立法スケジュールに合わせて実施されたものです。また、ほとんどのテーマが、ベトナムの立法に必要な法案ばかりです。

もう一つ重要な活動は、ベトナム民法の改正作業に対する日本の専門家のコメントです。現在、この作業は第3草案まで出来ております。そして、司法省の科学研究所も、日本の専門家との間に民商事法システムの評価、つまり、鳥瞰図を作る仕事についても合意がありました。そしてもう一つの内容として、このフェーズ2においては、約11本の本邦研修が実施されました。長期研修としては、司法省の2名、最高人民裁判所の1名が日本で研修を受けております。設備供与は約10のプロヴィンスになされました。日越のこの分野における

協力の成果を全部挙げることはできません。しかし、当所の手探りの状態は既に克服することができました。この10年近くの法整備支援の協力が、我々が期待したものであり、また、効果が既に達成できたと思います。また、この作業はベトナム社会の大変緊急的な法的課題を研究して、ベトナムの法律が更に完備されたものになるよう、多くの意見やコメントが提案されました。そして、多くのセミナー、ワークショップが実施されて、多くのベトナムの人材も日本で教育を受けることができ、特に、両国の高級法律家関係の交換事業も大変すばらしかったのです。これらの活動は両国の法整備支援協力活動がどれほど活発かということを証明しました。これらの成果を達成できたのは幾つかの要素があると思います。

最も客観的な要素、これは多くを言わなくても皆様お分かりと思いますが、我々東洋人の伝統や文化に対する価値観の類似性だと思います。また、このような類似性が、非常にセンシティブな法整備分野における国際協力に対しては大きな意味を持っています。これは、我々が当初の協力関係を構築するために役に立ったのみならず、ベトナム専門家にとっても、日本の法律を理解し、日本の法律を参考にベトナムの問題を処理するためにも大変役に立っています。また、日本の専門家がベトナムの事情を理解、同情するにも大変役に立っています。もう一つの影響も少なくない要素ですが、これは両国の関係が近年大変発展したことです。これは、縦にも横にも大変発展した両国の関係です。近年における両国の政治家、ビジネスマンの交流を見ると、両国の法律家もこの流れの外に立つこともできないでしょう。

もう一つの要素ですが、これは市場経済の需要と供給に似ていると思います。なぜなら、ベトナムは今、市場経済に移行する国として市場経済に対応できる法律を整備するニーズが多くあります。それに対して、日本はこの分野において既に先進国であって、また、ベトナムに対する支援に善意で協力してくれている方が多くおられるということです。ここでは正に需要と供給が合致しているということです。もう一つ私が言及したいのは、両政府のこの分野における協力の強い意向があったことです。しかし、この希望を実施するには、両国におけるこの分野の専門家グループの熱心さ、そして努力が必要です。このような活動の中に、集団の力とともに個々の方々の方々の力、その努力、その役割が大変大きいのです。ここで、私、ベトナムの国民と法律家を代表して、森嶋先生の熱心さと日本の法律家の皆様の、過去数年間における両国のこの分野における協力に対する御努力に感謝申し上げます。

そして、その成功の理由には、両国の関係者の大変厳格な態度について言及しなければなりません。なぜなら、ベトナム、その他の国に対する協力は、決して無限ではないということも私はよく知っています。双方は常に会って、また、常に率直に意見を交換して、どんな経験、どんなレッスンを導くことができるのか、これは今後の協力の効果を高めるには大変必要なことだと思います。また、これから私たちは、セミナーやワークショップの開催という狭い活動だけではなく、今後、法のテーマを研究する、あるいは日本の大学における長期的なベトナムの人材育成についても活動を広げることもあり得ると思います。皆様、確かに今まで我々の法整備支援協力は、一定の重要な効果を達成することができまし

たが、しかし、まだ協力の余地があるのではないかと思います。そこで、これから私なりの考え方を述べたいと思います。

まず、我々が達成したことが、今後、両国協力を構築する基盤になったと思います。私は、この法律分野における日越の協力は、引き続き発展すると思います。しかし、どこまで発展できるか、それは我々にもよります。それは、日本がベトナムに対する法整備支援分野において、どれほどの優先順位を与えてくれるか、そして我々自身も、どんな協力の可能性、そして経費、そして人がどれほど確保できるかということにもよります。それを踏まえて、フェーズ2の終了に当たって、両国が率直に、また厳格にこのプロジェクトを評価するでしょう。実際、そのプロジェクトの評価活動が既に実施されて、近いうちにその評価が出ると聞いております。そして、次に重要なのは、双方の需要と供給が合致するように実施していただきたいと思います。日越法整備支援協力の今後の成功を確保するには、私の個人的な考えですが、日本の大学において日本語によりベトナムの法律専門家を育成する必要があると思います。ここでいうのは、日本の学部の学生と同じようにベトナムの学生を育成していただきたいと思います。このような教育を受けられれば、ベトナムの学生は、日本の法律に対する理解がより深まるでしょう。ここでいう学生というのは、ベトナムの若い学生が対象です。これはベトナムの若くて可能性のある学生を、日本の大学の学部で教育させていただきたいと思います。

もう一つの協力の可能性ですが、ベトナムに日本法センターを建設したいという提案です。今日まで実施した長期、短期専門家のセミナー、ワークショップの資料も相当集まっています。そして、もし日本の書籍、雑誌、そして法律、資料などをこのセンターに補充することができれば、おそらくベトナムの学生や法律家の人たちが大変喜んで参考にするでしょう。また、国際化という背景の中でベトナムが **WTO** に加盟するための法整備が大変重要になっています。この分野においては、ベトナムは経験が不足しております。私たちは、日本人の問題へのアプローチと問題解決の仕方に関して、非常に興味を持っております。ですから、国際経済への統合に必要な法整備については、是非日本の支援を必要とします。しかも、このグローバル化というのは、法整備のみならず、裁判所の司法活動、判決の執行という活動にも及んでおります。例えば、顕著な一例として、現在、ベトナム民法改正支援プロジェクトがありますが、その中に知的財産権関係法が入っています。これらの規定の改正は、**WTO** の **TRIPS** 協定の規定を無視することはできません。ですから、今後、我々の法整備支援の協力は、国際化という要素を考えなければなりません。また、両国が貿易・投資協定を現在交渉している中で、この法整備もこの要素を考慮しなければなりません。ですから、私は、向こう数年間における日本の法整備支援は、おそらくベトナムの世界経済への統合に向けたものが中心になるのではないかと思います。

最後になりますが、協力の可能性として、もう一つ提案したいのは、ベトナムの専門家の立法における技術、そして法の解釈と運用に関する技術に関しても経験が不足しております。これは、ベトナムの専門家が最も弱い分野ではないかと思いますので、日本の支援を是非とも必要とします。この法の運用、解釈適用に対する支援は、両国にとっては新し

い協力分野ではないかと思えます。例えば、司法省において、司法官養成学校が数年前に設立されたばかりですが、この学校は、ヴェトナムの法律専門家の欠点を克服するために設立されたのです。しかし、数年活動してみて、私は、この学校の活動は、まだ満足できるものではないと思っています。近いうちにこの学校を更にグレードアップして、司法学院にしたいと思えます。しかし、この司法学院の誕生には、日本の支援が是非とも必要です。ハード面においても、またソフト面においても、日本の支援に期待しております。ですから、司法学院の施設及びこの学校の講師陣に対する日本の支援を期待しております。

御列席の皆様、本日、主催者の皆様がこのような日越の司法・法律協力に対する私の考え方を発表する機会を与えてくださったことに心から感謝を申し上げたいと思えます。この機会に、私は日本国民、日本政府のヴェトナムに対する大変貴重な支援に感謝を申し上げます。また、本会議が成功裡に終わること、両国の友誼関係がますます発展することを心からお祈り申し上げます。御清聴ありがとうございました。

【司会】 ロック前大臣閣下、大変ありがとうございました。ロック前大臣閣下におかれましては、この後、東京での日程がございますので、これをもちまして御退席になります。御出席の皆様方、どうぞ大きな拍手でお送りをお願いしたいと存じます。

(ロック前大臣退席)

基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」

竹下守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授

【司会】 同時通訳はここまででございます。これから先は、同時通訳はございませんので、イヤホンの方はお使いいただく必要ございません。それでは、講演に移りたいと存じます。まず、竹下守夫先生を御紹介申し上げます。

先生は、本日御出席の皆様方には、改めて申し上げるまでもございませんが、駿河台大学学長で司法制度改革審議会会長代理、法制審議会会長等の要職をお務めでございます。先般、カンボディア民訴法起草支援の功績によりまして、カンボディア、フン・セン首相から勲章をお受けになっておられます。本日の演題は、「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」でございます。

【竹下】 竹下でございます。

まず、第4回法整備支援連絡会議で講演をする機会を与えていただきましたことにつきまして、主催者の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。ただいま御紹介いただきましたように、このほどカンボディア民事訴訟法典起草支援事業をほぼ完成いたしましたので、この機会に、その実施過程の実際、それが一応予定どおり完成できた、そのための諸条件、それから、この事業を遂行している過程で感じました今後の課題等についてお話をさせていただきたいと思います。



ただ、その前に、簡単に法整備支援の意義を確認しておきたいと思います。当法務総合研究所国際協力部長の尾崎さんが、昨年、日本法律家協会の雑誌「法の支配」126号にお書きになりましたように、法整備支援とは、一般的に申せば、開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動でございます。ただ、現在、我が国で問題となっております法整備支援というものを考える場合には、私はこれに二つの属性を付け加えたいと思うのでございます。一つは、現在、我が国で問題となっている法整備支援は、相手国が民主的法治国家、あるいは法の支配の妥当する民主国家となるような支援であるということでございます。それから、今一つは、相手国がそのような民主的国家体制整備に対する意思を持っておりまして、自助努力をしている、その相手国の民主的国家体制整備に向けての自助努力を我が国として支援をする、そういうことだという点でございます。

このような法整備支援は政府開発援助、いわゆる ODA としての面と、我が国司法の国際的責務の遂行という二つの面を持っており、言わばその両者の交錯するところに位置付けられると申すことができると思います。平成4年6月30日のいわゆる ODA 大綱における ODA の基本理念では、開発途上国の離陸に向けての自助努力を支援することを基本とし、広範な人づくり、国内の諸制度を含むインフラ・ストラクチャー及び基礎生活の分野の整備等を通じて、これらの国における資源配分の効率と公正や良い統治の確保を目的とするとうたわれておりますが、ここではまだ法整備支援に具体的に触れるところはございませんでした。しかし、平成8年（1996年）の OECD の「新開発戦略」後は、我が国 ODA の重点課題の一つ

として、「人材育成・知的支援」が挙げられ、その中で「法制度整備を含む政策・体制整備への支援を重視する」と述べられております。ここに ODA の中におきまして、法整備支援というものが確固たる地位を占めるに至ったと言えると思います。

他方、冒頭の尾崎部長のごあいさつにもございましたように、司法制度改革審議会の意見書の中でも、「法整備支援への取組は、我が国が国際社会の一員としての主体的役割を果たす上で重要である」という指摘をいたしております。申すまでもなく我が国は、明治期に欧米先進諸国の支援を受けて近代的国家の建設に向けて法制度を整備したという経験を有するわけでございます。したがって、現在の我が国の国際的地位から見まして、とりわけ、同じアジアの途上国に対し、民主的法治国家体制を確立するための支援をすることは、我が国の言わば国家的な責務ではないかと考えるところでございます。

法整備支援の意義についての確認は以上の程度にとどめまして、次に、具体的にカンボディア民事訴訟法典起草支援プロジェクトについて申し上げたいと思います。

このプロジェクトが発足いたしました起源は、御承知の方が多いたと思いますが、平成9年（1997年）にカンボディア王国政府より日本政府に対して司法改革援助の要請があったというところがございます。平成10年2月に JICA から予備調査団が派遣され、さらに、平成11年3月に実施協議調査団が派遣されまして、民法及び民事訴訟法起草支援のための具体的な実施計画協定が締結されました。それによりますと、計画期間は協定成立の日、1999年3月5日から3年間となっていたわけでございますが、その後1年延長され、2003年、本年の3月5日までの4年間となったわけでございます。実施機関は、日本側は JICA、つまり国際協力事業団、カンボディア側はカンボディア司法省となっております。

我が国ではこれに先立ちまして、国際協力事業団が平成10年11月に「カンボディア重要政策中枢支援『法整備』」というプロジェクトを立ち上げ、国内体制としましては、国内支援委員会、委員長は、本日も御出席の森嶋教授でございますが、国内支援委員会というものを設置し、その中に民法作業部会と民事訴訟法作業部会が設けられたわけでございます。民事訴訟法作業部会の方は、平成11年（1999年）1月9日、つまり、先ほどの実施協定以前に既に第1回の会議を開催して、法整備に向けた活動を開始いたしました。

私どもの民事訴訟法作業部会におきましては、起草支援事業を始めるに当たり、基本方針として三つのことを定めました。一つは、起草する法典の内容に関することでございますけれども、これは元々、先ほども申しましたように、法整備支援が、開発途上国、これはしばしば軍事政権を引き継いだ独裁体制という場合が多いわけですが、そういう国が法の支配する民主国家に生まれ変わるといふか、発展をしていくのを支援するためのものですので、私どもが起草する民事訴訟法典は、民主的法治国家の訴訟原則に基づく法典にするべきであるということでございます。この方針の下で具体的に出来上がりました民事訴訟法案におきまして、例えば、民事訴訟制度の目的は国民の権利保護にあるということをやりたい、あるいはカンボディア憲法では裁判を受ける権利の保障を定めた規定がございませんので、民事訴訟法の方で裁判を受ける権利を保障するということを宣言し、あるいはその一内容とも言えますけれども、審問請求権の保障等の原則を掲げているわけでございます。さらに、対

審審理、公開審理の保障とか、あるいは法律の定める裁判官による裁判を受けられることの保障というようなものを具体的に書いております。基本方針の第2は、起草作業の実施方法でございますが、これはしばしば指摘されており、御承知だと思いますけれども、決して日本側が一方的に法案を作成してカンボディアに引き渡すのではなく、主として現地で行われるワークショップを通じて、両国作業部会の共同作業として民事訴訟法案を完成させるということでございます。それから第3は、本日もこれまでのごあいさつ、あるいは、ただいまのヴィエトナム前司法大臣のお話にもございましたように、法典が出来た後は、それを解釈運用する人材が必要でございますので、民事訴訟法案の起草支援作業と人材養成とを兼ねるという方針を立てました。そして、ほぼそれを全期間通じて忠実に実現したと申し上げることができると思います。

起草作業実施の具体的な進行といたしましては、私ども、日本側の作業部会は毎月1回、主として最後の第4土曜日に開くことが多かったのでございますけれども、月に1回開くことにしました。一昨日は土曜日ではなくて、成人の日でございましたけれども、作業部会を開き、これが第51回作業部会でしたから、第1回作業部会から一昨日まで、全部で51回開催したことになります。このほかに、春と夏に2日ないし3日ずつ集中審議を行いました。後にも述べますけれども、民事訴訟法作業部会では、全員出席が原則でございまして、事実そのように行ってまいりました。現地ワークショップは、年3回ないし4回で、合計13回開催いたしました。常にこちらから、できれば3人、少なくとも2人は出席するというようにいたしました。この13回のうち初めの2回は、民事訴訟法を起草するに当たって、まず基本的に決定をしなければならない、いろいろな政策的課題についての審議をいたしました。例えば、陪審制あるいは参審制のような制度を採用するかどうか、それから、フランス政府が起草しました刑事訴訟法案では附帯私訴の制度が採用されておりますので、その附帯私訴と民事訴訟との関係をどのように考えるかという問題、それから、先ほども触れましたけれども、事件を担当する裁判官を決定する原則である「法律に定める裁判官」の原則とを取り入れるべきではないかというような問題が、それでございます。そのような諸問題について基本的な合意を得まして、それから後の11回を具体的な法案の審議に充てることにしました。カンボディア側は、とりわけ、初めのうちは必ずしもうまくいかなかったようでございますけれども、途中からはワークショップを受けて、現地の日本側長期派遣専門家の御援助を得ながら、用語確定会議という形でカンボディア側自身が法案の内容の理解を深め、さらに、テクニカルタームとしての法律用語を確定していくという作業を行ったようでございます。これも非常に有効であったと思います。

起草作業の現段階は、ただいまも申しました一昨日の第51回作業部会をもちまして、日本側としましては、民事訴訟法典起草の作業を完了いたしました。昨年の秋に JICA によりカンボディア側を招へいた際に、日本で開かれました2日間のワークショップで若干の問題が残っておりましたので、それにつきまして一昨日の作業部会で検討し、一部手直しをすると同時に、民事訴訟法草案571か条全体につき総括的な再検討を加えました。そこで、日本側としては、これで民事訴訟法典自体の起草作業を完了したということになります。その場に

出席をしておられました元長期派遣専門家である坂野さんのお話では、この作業部会でいたしました程度の修正であれば、今月中にクメール語のテキストも完成できるということでございましたので、1月中にはクメール語版も完成できると考えております。

このように、いささか手前味噌になりますが、私どもとしては、予定どおり起草作業を終えることができたわけですが、これはいろいろな良い条件に恵まれた結果であると考えております。振り返って、その条件は何であったかを考えてみますと、作業部会それ自体にかかわる条件とこの作業部会を支える周辺の諸条件との二つに分けることができると思います。作業部会それ自体にかかわる条件といたしましては、まず第1に、何と申しましても、起草に当たる人材の確保という点で恵まれていたと申し上げることができると思います。起草委員会の固有のメンバーは、学者委員9名、それから実務家、主として裁判官でございますけれども2名、その他実際にはオブザーバーとして弁護士の皆さん方がほとんど毎回出席をして協力してくださいました。この学者委員9名の中には、法制審議会での立法作業に慣れた者が比較的多かったという事情があり、また、我が国の新民事訴訟法の起草に当たられた当時の担当参事官もこのメンバーに加わっていただけたということも幸いであったと考えております。

それから2番目は、先ほども少し触れました全員による共同作業の必要ということでございます。毎回全員が出席をするということは、まず第1に衆知を集める、つまり、委員会を作って共同で法整備支援活動をするということにいたしましたのは、全員が協力してするというところでございますから、まずその意味でも全員が集まるということが重要であると思えます。さらに、皆それぞれほかの仕事を抱えておりますから、日程を合わせることは大変なことでございますが、いささか逆説めきますけれども、私は、全員が忙しいからこそ、全員集まるということが重要であると考えております。と申しますのは、全員がいるからこそ非常に効率的に作業ができたと言えらると思えます。何か全体に関する重要な問題が出されたときに、全員がいれば、そこで衆知を集めて一度に解決をすることが可能であります。そのうちの数人だけが集まるということでは、軽い問題であればともかく、少し重要な問題になれば、その場で結論を出すことは難しいということになって、先送りにならざるを得ないわけですが、私どもはそういうことにならずに済みました。一例を挙げるとすれば、例えば、裁判の種類、これはいささか専門にわたりますが、我が国では、ドイツ法の影響を受けまして、裁判の種類としては、判決と決定と命令の3種類があるわけですが、これは必ずしも国際的に通用するものではございません。それ自体はかなり合理的なものだと私どもは考えておりますけれども、必ずしも国際的ではない。そこで、私どもは、このうち「命令」という裁判の種類をやめようと、裁判の種類は「判決」と「決定」だけにしようということにいたしました。こういうことを決断することは、一部の人間だけが集まっていたのではできないことだと思います。それから、全員が集まっておりますと、関連する規定を矛盾なく整備することができます。これも一例を挙げますと、かなり後の段階になって、具体的に申しますと昨年11月の最後のワークショップの際に、カンボディア側から、強制執行の記録を利害関係人が閲覧するときには手数料を払わなければならないということ明文を書いてほしい、つま

り、それまでは利害関係人はその利害関係を明らかにすれば記録の閲覧ができるという規定であったのですけれども、その場合に手数料を払うのだということを法律に書いてほしいということになりまして、そのようにいたしました。その場合に、これは強制執行に関する記録ですが、同じ問題は判決についての記録にもありますし、保全処分についての記録にもあります。そういう場合に、判決の方の記録を担当した委員は、立ち所に、それでは判決の方の自分が担当したところもそのように直そうと言いますし、保全処分を担当した委員は、自分のところもそう直すということで、瞬時に統一的な解決ができるし、お互いに矛盾することもなくなるというわけです。

それから3番目は、終期を見通した作業計画の設定ということでございまして、毎月1回作業部会を開き、それから夏休みに、あるいは春休みに2日ないし3日開くというところを、考えてみれば、3年なら3年、4年なら4年の間に何回作業部会を開けるかはもう分かるわけです。したがって、1回ごとに、この日はどこまでやる、この日は何をやるという計画を立てまして、それを実行するという、そういうやり方をしてまいりました。これは、日本の立法作業を法制審議会でやる場合に、担当参事官の行っている方法でございまして、脇道にそれて恐縮でございまして、現在、倒産法関連の立法は、政府の緊急経済対策等に組み込まれて、否応なしに、いつまでに国会に法案を提出できるようにしろと、政治の世界から指令がまいります。それに間に合わせるためには、初めから何回会議の日があって、どのように、いつ何をやっていくかということに綿密な計画を立ててやってまいりませんと、到底実現することは不可能です。その手法をこの場合にも採用したということでもあります。

それから、作業部会を支える周辺諸条件ですが、これも非常に重要なこととございまして、まず第1に、法律用語に通じた通訳の確保が不可欠の条件です。その意味は、申し上げるまでもないと思います。それから、第2に、現地派遣専門家の熱意と責任感を挙げなければなりません。現地派遣専門家というのは、御承知のとおりで、JICAからほぼ1年を単位として派遣されている法律専門家でございます。弁護士の資格を持っている方もあれば、必ずしもそうでない方もおられます。この方々は、我々と現地のカンボディア側の作業部会、あるいは司法省等との連絡役、更には関係国際機関あるいは他の外国のドナー等との連絡調整というようなことをやってくくださるわけですが、私どもは、大変高いモラルを持った現地派遣専門家に恵まれました。とりわけ、御名前を挙げるのはかえって失礼かと思っておりますけれども、昨年まで現地におられました坂野さん、それから、現在もなお、現地におられます安田佳子弁護士のコンビになりましてから、大変順調に作業を進めることができたのは、この長期派遣専門家の熱意と責任感によるところが大きいと考えております。その状況は現在も続いております。それから、第3は人材養成のための研修との連携ということでございまして、人材養成の方はもちろん JICA もおやりになりますけれども、主として当法務総合研究所国際協力部がやったださいまして、どういう人をこちらへ招いて研修を受けさせるかという場合に、私どもの希望を取り入れてくださいますので、この法典の起草作業にも役に立つ、そういう人材を何回か研修に招いてくださいました。

それと、最後になります、事務局体制の確立。これも非常に重要なこととございまして、

事務局，具体的には国際民商事法センターの事務局の中に何人かの人をアルバイトその他の形で入れてくださいます，この起草作業の事務局を形成してくださいました。この事務局の仕事と申しますのは，作業部会の作業を正確に法典起草に反映させる。例えば，第1次案ができ，第2次案作成の段階で，どこをどう直すというときに，作業部会では，お互いと言って，記録は別にとる者がおりますけれども，いろいろな意見が出てくるわけですが，それを確実に前の原案に組み入れてくれる，そういう作業をやって下さる。それから，作業部会の席上，実際に原案を作った担当者に対する我々のいろいろな意見というものが出て，その担当者が修正案を作りますと，それを事務局に送付いたします。それをまた確実に元の案に反映させてくれる。さらに，いろいろ起草の順は必ずしも法典の順番どおりにいかないわけでございますけれども，そういうものの整理もきちんとしてくれるというようなこと，それから，現地の派遣専門家との連絡というようなことも事務局がやってくださいました。大変有能なスタッフで，私どもの作業はどれほど助けられたか分かりません。以上が，起草作業が幸い順調にできた条件であると，私が考えているところでございます。

最後に，法整備支援の今後の課題ということでございます。今回，私どもがやりましたような，一つの法典を始めから相手国と我が国との共同で起草するという形の法整備支援がこれからどれだけあるかは分かりません。しかし，仮にそのような法整備支援を今後も相手国の必要に応じて続けるということであるとすると，まず第1は，ただいま申し上げましたような，作業部会それ自体，それから，それを支える周辺諸条件を確保する必要があるだろうと思います。とりわけ法律用語に通じた通訳，それから事務局体制については十分な配慮が必要であろうと思います。起草に当たる人材の確保は言うまでもないことでございます。それから，それ以外の点でございますが，これから申すことについては，私の理解不足あるいは誤解があるかもしれません。もしも誤解であったとすればお許し願いたいと思いますが，私どもが一番問題ではないかと思ったのは，日本側の責任体制の在り方でございます。やはり一つのプロジェクトを，しかも，国際的なプロジェクトを遂行していくということになりますと，全体を企画・管理し，それをコントロールしていく，そういう責任体制の確立ということが不可欠のように思います。具体的には対内的，つまり，日本側について言えば，責任のあるスケジュール管理，それから，作業の品質チェックということが必要であろうと思います。相手方との国際的な約束ですから，やはり期限についても厳格に守るとというのが原則であるべきであろう。そうすると，それを守れるようにちゃんとスケジュールのチェックをする，もし不可能であれば，なぜ不可能であるかということをも十分説明して対処する必要があるであろう。それから，また，出来上がったものの品質のチェックは言うまでもないことでございます。相手国にその国の将来にかかわるような基本的な法典起草の整備を支援するというところでございますから，内容がいい加減なもの，あるいはずさんなものであってはならないということは言うまでもないことでございます。そういうことをしっかりチェックできる体制というものが求められるであろう。

それから，対外関係では，対外折衝，調整の責任というものが果たされなければならない。具体的には，支援対象国との関係で申しますと，相手国側の作業が順調に進むような環境整

備をするとか、あるいは立法化が必要になった場合に、要求される措置を日本側としても講じてあげるといふことが必要になってくるし、それから、私どもの作業をやっている過程でも、2、3回出てまいりましたけれども、他の援助国や国際機関の方から、相手国に対していろいろな要求が出てくる。それが必ずしもこちらでやっている日本側のプロジェクトと整合的でないというような問題が出てまいります。そういう場合に、一体だれが責任を持って相手国なり、あるいは他のドナー、あるいは国際機関と交渉をするのかということがはっきりしていなければならないのではないかと思います。もちろんこのプロジェクトを進めるに当たっても、関係する皆さん方は、それぞれのお立場でいろいろな努力をしてくださったということは私も十分承知しておりますけれども、全体を通じてみたときに、やはり問題が残されているのではないかと思います。

法整備支援というものは、やはり日本の国として行うべき事業であると私どもは考えております。それは、社会経済上のインフラ整備とは少し意味が違うのではないかと、インフラ整備のようなものであれば、これは民間がやって、それに資金援助をするというだけでいいだろうと思いますが、法制度支援は、冒頭に申しましたように、相手の国が法の支配する民主国家になる、それを支援するということでありますから、優れて国家的な支援というものが必要になってくるのではないかと。最近いろいろな場面で言われる官民の仕分けから言うと、民にはやはり任せられない、官の責任でやるべきことではないかと思うのでございます。大変失礼に当たるかもしれませんが、どうも見ておりますと、本来から言えば、国の機関がこちらの責任主体になってしかるべきところが、JICAも国の機関と言えそうですけれども、特殊法人であるJICAに、言わば丸投げになっている。それではJICAそれ自体がするかといえば、JICAは支援委員会というものを作って、その支援委員会がやるということで、この法整備支援プロジェクトの管理・運営の責任は、国本来の機関からJICAに移り、JICAから支援委員会に移って、希釈化されてしまっているという印象を受けました。専門家の意見を聞くということはもちろん必要ですけれども、しかし、それはあくまでも言わば諮問機関にとどまるべきでありまして、企画・執行・管理の責任はやはり国が負うべきものではないかと思う次第でございます。

それから、人材養成の点で申しますと、レジюме（本誌100ページ参照）には人材養成プロジェクトの計画的整備、抜本的拡充と書きましたが、現在でも、先ほど申しましたとおり国際協力部が中心となって人材養成を進めており、大きな成果を上げておられることはそのとおりでございます。けれども、やはり一つの国の法律家の人材養成ということになりますと、法学教育レベルでの人材養成、それから法曹養成、日本的に言えば司法研修所のようなレベルの問題、それから、一応出来上がったその国の法曹の再教育の問題というものがあると思いますが、それらが、できれば全体を見通した、均衡のとれた一つの計画として行われることが望ましいのではないかと思います。それから、先ほどヴィエトナムの前司法大臣のお話にもございましたように、相手の国によっては、現地に法科大学のようなものをつくるとか、あるいは司法学院のようなものを造って継続的に人材養成をしていくということも、将来的には考えてよいのではないかと思います。

今後の課題として申しました点につきましては、先ほど申しましたとおり、私の理解が十分行き届かないため、あるいは誤解に基づくため、必ずしも的を射ていないところがあったかもしれませんが、その趣旨は法整備支援という、ようやく我が国の社会でも一般に認知されるようになった重要な国家的事業が今後一層発展してほしいということを念願する意図に出たものでございますので、御理解をいただければ大変有り難いと思います。以上で私の話を終えさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

【司会】 竹下先生、どうもありがとうございました。

## 基調講演「ヴェトナムにおける法整備支援」

森嶋昭夫 地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授

【司会】 続きまして，財団法人地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授でいらっしゃる森嶋昭夫先生から御講演をいただきます。

申し上げるまでもなく，森嶋先生は我が国の法整備支援事業の先駆けで，第一人者であります。先生もまた先ごろ，カンボディア，フン・セン首相から勲章をお受けになっております。本日の演題は「ヴェトナムにおける法整備支援」でございます。

【森嶋】 それでは，ヴェトナムにおける法整備支援のお話をさせていただきます。私



は JICA の職員ではありませんけれども，お話に先立って竹下先生に先ほどの法整備支援に対する国の責任に関して，JICA の無権代理として申し上げます。国が金銭的な支援ではなくて，ODA として事業を行う場合の実施主体は JICA でございます。JICA がやっているということは国が逃げているということではありませんし，現に JICA がプロジェクトを策定する際には，外務省もきちっと出てこられます。なお，国内支援委員会に対して事業の丸投げというような誤解をお持ちのようではございますけれども，決してそうではなくて，国内支援委員会そのものは，言わば JICA のプロジェクトの具体的な実施を担っているわけでありまして，そこには常に JICA の責任者も出席いたしますし，また，法整備にかかわっておられる，法務省もそうでありますけれども，すべての機関が代表を出しておられます。仕組みそのものとしてはきちっと国の責任体制ができていたのですが，問題は，運営の中身が竹下先生にそういう印象を与えるような実態であるのかどうかです。もしも竹下先生のお話に対して実際にそれを担っている我々が反省しなければならないとすれば，果たしてその仕組みの中できちっとした責任を果たしているかどうかということですが，この点については，最後に戦略というところでお話をしたいと思います。しかし，JICA があちこちに金だけ出して丸投げをしているわけではないことは，最初に申し上げておきたいと思っております。

まず，私のレジュメ（本誌101ページ参照）は非常に簡単なものでありますけれども，まず，法整備支援ということについて申し上げます。始めに，法整備支援はどういう形で始まったかということですが，最初の動きは，1960年代にアメリカが，当時独立をしつつあったアフリカや社会的に不安定であった南米の国々に対して，言わばアメリカ型民主主義を持ち込むために，ロー・アンド・モダニゼーションという運動を展開して，法律専門家や学者をアドバイザーとして派遣して，それらの国の法制度と国づくりにいろいろな形で介入しようとした。結局，アメリカは共産圏との力関係でアメリカ型の制度を持ち込もうとしたわけですが，1970年代に入るとこれに対する批判がアメリカの国内でも強くなりまして，ロー・アンド・モダニゼーションは結果的には失敗をしたわけでありまして。

第2番目の波は，申し上げるまでもなくソ連の崩壊，二極構造の崩壊によって旧社会主義国が市場経済に移行する，市場経済に移行するというよりも，西側諸国が東側を取り込んで

くるという、そういう過程で法整備支援事業が西側諸国によって行われているわけでありませんが。その場合に法整備支援というものをどういうふうに考えるのか、また、どういう国に対して法整備をするのかということが問題となります。

まずは、東欧の諸国が対象となりました。東欧の国で、市場経済化をするための資本と技術がない国に対する支援を行う、融資を行うということでありまして、例えば、ヨーロッパ復興銀行 (EBRD) などは、東欧の国に専門家を送りまして、外資を導入する、つまり、投資をするための投資環境を整備することを目的として法整備をしております。したがって、基本的な民法とか商法の整備というよりも、国際金融機関が投資をした場合に、投資の回収を確保できるような、法律整備を最初に行っています。例えば、担保法であるとか、破産法といったような法律が基本法よりも先に持ち込まれています。ある意味では、このような法律を整備することをコンディショナリティー (条件) として融資を行うというような形でまず法整備支援が始まります。それとは別に一部の西欧諸国は、専ら実利的あるいは実質的な必要性からではなく、それぞれの市場経済移行国が必要とする市場経済法を確立していく上で直面する問題に対して、支援を開始しています。スウェーデンやドイツもそうでありましたが、フランスも立法支援のためのグループを市場経済移行国に送っています。先ほどお話のありましたカンボディアにつきましても、旧宗主国のフランスはいち早く法整備支援の事業に乗り出し、例えば、刑法、刑事訴訟法、それから民事訴訟法についても立法支援をしていますが、必ずしもスムーズに行えておりません。実は、私どもはフランスの先例に対する反省に立って法整備支援の方法を考えたわけでありまして。フランスのやり方は、例えば、民事訴訟法について、フランスで数人の学者がフランス語によって起草しまして、1年ほどで出来上がったものをカンボディアに持ってきて、民事訴訟法草案として引き渡したわけです。ところが、カンボディアでは御承知のように、ポル・ポト以来法律家がほとんどいない状況ですし、しかも、フランス語やフランス法を理解する人は非常に数が少のうございますので、フランス語で書かれた草案を持って来られても、一体それが何を意味するのかが分からないというような状況でありました。

その他、例えばスウェーデンなどは、援助の規模は非常に小そうございますけれども、立法支援というよりも、立法の基礎となる、例えば、コンピューターによって資料を整理する、法令のインデックスを作って整理をする、また、そのためのソフトや判例収集のためのソフトを用意するというような支援をしています。UNDP も、立法そのものというよりも法制度の基盤作りに乗り出しておりました。基盤作りのためには、当然のことながら人材育成ということが必要であります。ただ、人材育成というのは、後でも申しますけれども、非常に裾野の広い、場合によってはきりのないところがあります。どこまで人材育成をするのかという問題がありまして、そこで、1990年代に法整備支援が始まったころには、多くの支援国は対象国において、セミナーを行いながらヨーロッパ法あるいはアメリカ法がどのようなものかということについて、短期の研修を繰り返して行うというようなことでありました。

これに対して、フランスは、フランス法あるいはフランス文化を導入するという観点から、例えば、ヴェトナムの場合ですと、ハノイ法科大学にメゾン・ド・ドロア・フランセとい

う施設をこしらえまして、そこでフランス法の教育をするということで人材育成をやっております。カンボディアでもフランスは同様のことをやっておりまして、それぞれいろいろな国が、あるいは国際機関がいろいろな考え方で法整備支援を始めておりますが、今申しましたように、それぞれの目的なり、戦略によって、やり方が違っておりますので、法整備支援といっても、それはかなり違った形のもの、あるいは違った目的を持ったものとして90年代の法整備支援が始まったわけでありまして。

我が国は、先ほどロック前司法大臣のお話にありましたように、他の国から遅れて後から参加をしたのであります。アジアの市場経済移行国は、日本にも他の国がやっているような法整備支援をしてほしいというシグナルをかなり早い時期から送り続けていたのですけれども、日本では、欧米諸国の法制度を導入した我が国が何も法整備支援をやることもないのではないかという考えが強かったために、法整備の分野への対応は遅うございました。その後、外務省が経済支援の一環として法整備も必要だということになって、法整備支援事業に乗り出しましたが、その際、我々はこれまで他の国が行ってきた法整備支援を、言わば教師あるいは反面教師としては事前に学ぶことができたわけでありまして。

今までお話がありましたように、私はまだ日本政府が法整備支援に乗り出す前から、前におりました名古屋大学の関係でベトナムを訪ね、ロック前司法大臣に頼まれて、1993年からベトナムの民法草案に対して日本民法の立場からコメントをしておりました。また、カンボディアについては、亡くなったチャム・スグム当時の司法大臣から、アメリカのアジア財団が主催した会議でお目にかかって、日本からの支援を求められておりました。このように、ベトナムやカンボディアから日本に対する法整備支援を依頼されていたわけですが、私としては何とかそれを実現させたいと思ってつなぎ役をしたのが切っ掛けでございます。そこで、日本が ODA として法整備支援に乗り出すに際して、どういう形の支援をするのかということを検討いたしました。当時、依頼があったのは、先に申しましたようにベトナム、カンボディアであります。ベトナムが先でしたが、当然のことながら、それはベトナムの国情を前提として、また、カンボディアの国情を前提として、どういう法整備が可能かということを考えてわけでありましてけれども、ベトナムでは周知のように1986年にドイモイが始まっておりますけれども、実際にはインフレなどによって法整備はほとんど進んでいない状況でありました。ようやく1990年代に入って、外資導入のために市場経済法整備の必要性が生じ、また、ASEAN に加盟しなければならない、さらに、その向こうに WTO 加盟があるということから、ベトナムとしては何としてでも市場経済システムを確立しなければならなかったわけです。

このような観点から、どうしてもグローバリゼーションの中でそれに必要な法律を整備したいということでもございました。もちろん行政法とか、刑法などの整備も必要でありますけれども、ベトナムの場合、市場経済化をターゲットにすることが、最大の関心事であり、それに向けて、党、国会は、結果的にはスケジュールどおり行っておりませんが、市場経済法の立法スケジュールを作っております。このような状況下で日本の法整備支援が始まるわけでありまして。次に、市場経済法の支援をどういう形で行うかということでもあります。

が、これも国によって、その国の統治機構と申しましょうか、ベトナムの場合共産党でありますから、党と行政機関、それに国有企業などの関係によって市場の在り方が違ってきます。

少し話がそれますが、中国は1970年代に、四人組が終わったころから、民法の起草を考えてきましたけれども、実際には、党の指導の下に全人代の常務委員会が作業を行って来ました。当時中国側の考え方は、法律は中国の国家機密に属するので、外国に漏らすべきではないとし、日本の法律家から情報を求められる場合でも、中国側の問題を伏せたままで、この点は日本ではどうなっているのかというようなことでした。中国に対する法整備支援の元を作られたのは、当時東大におられた加藤一郎先生ですが、加藤先生と私どもが中国に行っても、向こうはどういうことをしたいのかということをはっきりとしないので、向こうがやっている作業で分からないことを日本側に聞く。したがって、日本側はどういうコンテキストでこれが聞かれているのかが分からないままにワークショップなどで返事をしていくということでありました。中国は最近大いに変わってきて情報を公開する方向にあり、今後も変わっていくと思いますけれども、ごく最近までは、外国からいろいろな情報の提供は受けるけれども、自分たちが何をしているかということは、中国の主権の問題であるから外部には公表しないという考え方でありました。仮に中国に対して法整備支援事業をすとしても、中国の立法に対する考え方を前提とせざるを得ないと思います。

次に、ベトナムの場合であります。ベトナムの場合には、中国に比べてよりオープンではありますけれども、先ほどのロック前司法大臣の話にもありましたように、我々の作業は、ベトナム側が作った草案に対してコメントを加えることです。そして、ベトナム側といろいろ議論はいたしますけれども、起草そのものはベトナム側が行うわけでありまして、その意味では、我々としては、資料を提供したり、その制度がどういうものであるかということについて解説をするというのが役割であるというふうに考えています。カンボディアの場合には、先ほど申しましたが、ポル・ポト政権によって司法制度とそれを支える法律家が完全に消滅させられましたから、UNTAC 以来、法制度整備は全部外国に対する丸投げであります。先ほど申しましたように刑法、刑事訴訟法はフランス、民訴も当時はフランスでした。そこで、日本が後に乗り出したときには、民法を作ってくれということでした。それから民事訴訟法については、フランスが民事訴訟法草案を作っておりましたけれども、フランス人がフランス民訴と同じようなものをフランス語で作ったものでしたからカンボディア人には全く理解できず、形の上ではこの草案を完成してほしいということでしたけれども、我々の間の話し合いでは、それはフランスに対する関係で完成するという形にして、実際には、中身としては全く新しいものを日本で作ってほしいということでありました。このような、同じく市場経済へ向けて市場経済法を整備する場合でありましても、それぞれの国の立法プロセスと申しましょうか、考え方によって、だれを相手にどのレベルで法整備支援を行うかということが違ってまいります。その意味では、今後、どの国であれ、法整備支援の戦略を考えていく場合には、法というものを取り上げる以上は、相手の国の事情を前提として考えなければなりません。現在、法整備支援事業は、ラオスなどにも広がって

いますけれども、そういう場合にも、その国が何を求めているのかということをも前提にして考えていかなければならないわけであります。少なくとも私がかかわってきたベトナムとカンボディアについては、そうした考え方で市場経済における司法制度の基盤作りを支援してきたつもりです。その具体的なやり方については、その国との関係で決めるわけですが、基本的には、私どもは、フランスの例を見るまでもなく、その国の社会に根付かない、その国の社会と関係のない法は、いくら理想的な法であってもそれは実施されない、合理的な法の仕組みから見ると多少問題があるにしても、その国の社会の現状を前提としなければなりません。

しかしながら、その国の現状を追認するようなものであっていいのか、これは先ほど竹下先生がおっしゃったように、それらの国はグローバリゼーションの中で民主的な法の支配をこれから確立していくわけでありますから、言わば現状を踏まえながら、これから10年、20年先にその国がどういうふうになるか、法の支配を築き上げていくかという視点を持って法整備支援を行っていかねばならないわけですね。そのことから、ベトナムの場合もそうでありますけれども、カンボディアの場合にはより一層密接に、相手方とのダイアログを通じて立法の支援を行っていくことが重要です。短期専門家がセミナーを行う場合であっても、言わばその限りではあります、人材育成ということも頭に入れて、その国の将来にとって、ワークショップに参加した人たちがどのように貢献していくのかということを考える必要があります。その意味では、カンボディアの場合、ベトナムもそうでありますけれども、現地の言葉である、クメール語なりベトナム語なりを用いて、その国の伝統的な規範も含めて、様々な規範の中からその国が民主的な法の支配に到達するためにどのような規範や制度を選んでいけばよいのかということ、こちらから提案しながら、我々の方でも学ぶべきものは学び、対話を進めていくという考え方をとってきました。

そこで、ベトナムにおける法整備支援を始めたときの状況についてお話をしたいと思います。ベトナムの法整備支援が JICA によって開始されたのは、今から6年前（1996年）の話でありますけれども、先ほどもお話しましたように、ベトナムでは共産党の支配が非常に強うございます。したがって、共産党の意向に反した法制度の導入は極めて難しい状況です。JICA の法整備の事業が始まる前から、私はベトナムの民法制定にかかわっておりました。場合によっては、ベトナム側の起草した民法草案について大臣と膝詰めで、ああでもない、こうでもないという議論をしましたが、党に行きまして、一体これは何だということになりますと、仮にその制度が欧米や日本の法律家から見て合理的なものであったとしても、立法されるとは限りません。

例えば、ベトナムの現行民法には所有権の種類がたくさんあります。国の所有権であるとか、党の所有権とか、あるいは軍や公共団体についてそれぞれ独自の所有権があります。私から言えば、所有の主体が変わるだけであって、所有権をどういうふうに変更、収益、処分するかということは、その主体が決ればよいことで、所有権そのものが変わるわけではないということを何回も言って、司法省は単一の所有権を規定することにしましたが、それを党に持っていったところ、党の所有権というのはほかの一般の所有権とは違うとされ、

さらに、党が独自の所有権を持つなら軍も持ちたい、労働組合も持ちたいということになり、ヴェトナム民法を御覧になるとお分かりのように、所有権の種類がずらっと並ぶことになりました。

それからまた、総則編では、社会主義国の国民としての倫理が格調高くうたわれており、民法は裁判規範というよりも、行為規範的な規定が数多く置かれています。その一例として、善意者保護に関する考え方には大変興味が引かれるものがあります。すなわち、権限を持たない、あるいはそれを超えた行動をする者と取引をした者は、たとえ善意であっても保護されないということになっています。ヴェトナム民法では表見代理や善意取得の制度などが否定されていますが、それは計画経済であった時代に、もしも計画に反する取引を有効としたのでは、計画経済が成り立たなくなるということに由来する考え方だとは思いますが、市場経済では善意の取引の相手方を保護しなければ市場の安全性が確保できないと説得したのですが、党の採用するところとはなりません。この点は、現在の改正作業の中でも繰り返しお話をしているところではありますが、なかなか理解されません。このように、政治体制において、ヴェトナムの場合は特殊性を持っています。

それから、今でこそ少し進んでまいりましたが、ヴェトナムでは、基本的に資本主義的な市場というものが存在していませんでした。ドイモイが始まった1980年代後半には市場を支える資本であるとか技術というものがほとんどありませんでした。したがって、法整備をする上で、まず外資をどう導入するかということが前提であります。それから、司法制度についても、資格を有する裁判官によって裁判所が構成されているわけではなくて、ほとんどの裁判官はきちんとした訓練を受けていないという状況の中で、法制度をどう整備していくかということを考えなければならなかったわけでもあります。同時に先ほど申しましたように、グローバリゼーションの中で、ASEANに加盟する、WTO加盟をにらむということですから、1996年から1999年までの第1期の支援事業においては、民法は既に出来ているものの、民法の付属法令とか、更に進んで知的財産権などの様々な法律の立法について、その資料を提供することが一つの重要な項目となっております。そのため、長期専門家1名を派遣しましたが、それまでにUNDPなどから派遣された長期専門家がヴェトナム側に干渉したということから、当時は司法省としては、長期専門家は要らないという態度でした。司法大臣とも散々交渉をした上でようやく置いてもらったわけでもあります。この長期専門家を通じて、様々な立法についての資料を日本から取り寄せて、ヴェトナム語に翻訳して提供いたしました。そしてまた、ワークショップ、セミナーなども、ヴェトナム側の立法スケジュールで予定されているところに沿って展開をしました。ハノイ駐在の長期専門家のほかに、立法のテーマによって、日本から短期専門家を派遣いたしまして、1回4日から5日間のワークショップを行いました。年間このようなワークショップを6、7回開催いたしました。言うならば、ヴェトナム側が立法するための資料をできるだけ提供するということがあります。

第2は、人材育成でありまして、これは先ほどの話にもありましたように、本邦研修という形で、1回1月ぐらいで、毎回10人ぐらいの人に日本に来てもらって、日本の裁判所を見

たり、様々なところで研修をしてもらうというのですが、これはベトナム側が非常に高く評価をいたしております。アメリカのフルブライト・プログラムなどで日本の研究者や学生がアメリカに呼ばれて、何か御褒美をもらったようなつもりになっていたことがありましたが、ベトナムに対する本邦研修も最初は、そういう感じでありまして、とにかくいいポジションにいる人に御褒美として日本の見物をさせるというような意識がありました。そこで日本側は、繰り返しどういう人を寄こしてほしいと要請していたのですが、実際に来た人の3分の1は全然関係のない人だったなどということがございました。しかし、次第にそうではなくなりまして、現在では、日本で長期研修をすることがベトナムの法律家の人材育成の上で非常に大きな役割を担っております。

それから、私から提案をいたしまして、ベトナム民法がどのようにベトナム社会で機能しているかという点について社会調査を実施いたしました。民法はできたけれども、実際にそれが使われているかどうかということがはっきりしていません。また、実際にいろいろなところで聞くところでは、民法が予定しているのとは全く違う運用がされているようでありまして。例えば、不動産登記などについても、全く民法が予定しているのとは違うような事態が起きているようでありまして。そこで、非常に小規模でありますけれども、社会調査をいたしました。先ほど出てまいりました司法省の法律科学研究所が主となって、大学などの協力を得て、ベトナム側が現地調査をすることとし、調査のプランニングについて日本の法社会学者や現地の長期専門家が、アドバイスを与えることとしました。それは、法というものは社会の中にあって機能しなければ、法としての意味がないのだということをベトナムの人たちに理解してもらうために、社会調査そのもののレベルや調査の成果はともかく、生きた社会の中で法がどういうふうに動いていくのかということ、認識してもらおうとしたものです。

次に、第2期は1999年から2002年まででありましたが、そこでは、立法スケジュールに従って必要な知見を提供するためのセミナーの実施は第1期と同じようにやっております。それから、第1期から常々感じていたことですが、いろいろな法律が各省ばらばらに勝手に立法されていて、各省間で調整がなされていないものですから、一体、どのような法律があり、それぞれがどのように重複し、あるいは欠落しているのか分かりません。そこで、先ほどロック前司法大臣もおっしゃいましたけれども、立法全体、とりわけ私法関係についての鳥瞰図を作ろうといたしました。ということで、どういう法律がどういうことを規定しているのかということについての調査を開始したわけです。

残念ながら、まだそれは完成しておりませんが、少なくともベトナム側でもそのことの重要性に気付いて作業が進められているところであります。もう一つが、民法は作ったものの、既に多くの問題点が出てきており、改正の必要性が主張されております。私は民法を作るときに、ここはおかしい、あそこはおかしいと言ったのですが、先ほど申し上げたように基本的な問題を抱えながら、とにかく1995年に立法され1996年から施行されております。しかし、現時点で民法改正が予定されております。そこで、カンボディアで民法起草をしてきたのと似たような考え方で、日本側とベトナム側の間で共同研究をするという形

で、民法改正作業を支援することにいたしました。日本側では、日本の学者に集まっていたいて、ヴェトナムの民法改正について作業をし、それをヴェトナムに持って行ってワークショップを行い、ヴェトナム側の研究メンバーと議論するということをやってまいりました。

このように、私どもはこれまでヴェトナムやカンボディアにおいて、基本的な制度の整備、特に、WTO 加盟のための法制度整備や人材育成に重点を置いて支援をしてきたわけですが、さて、先ほど JICA からのお話にもありましたように、今までのところはトライアル・アンド・エラーのような形で、しかも、必ずしもきちんとした評価の座標軸を持たずに、とにかくその場、その場で手作りをしてきたという段階であります。しかし、現時点ではインドネシアの法整備をどうするか、フィリピンをどうするか、市場経済移行国のラオスをどうするか、それから名古屋大学がやっておられるような中央アジアの法整備をどうするかというように、様々な国からの様々な分野で法整備支援が要請されています。そこで、今後は JICA としてどのように法整備支援事業を進めていくかということが改めて問題となります。

ところで、あと5分で私の話を終わらなければなりません。本当はお話をした後で皆さんに議論していただきたいわけですが、この後、パネルディスカッションがありますので、ここで議論していただくことを期待して、最後に、言わばチェックリストだけを申し上げます。

まず第1に、今までやってきた支援事業のアプローチでいいのかどうか、そして、対象は先ほど申しましたように市場経済移行国を相手方としてやってきました。そして方法については、先ほど申しましたようにヴェトナムとカンボディアだけでも違ってはいますが、このような過去の支援事業を振り返って分析して、それを評価する必要があります。

ただ、私は JICA にも申し上げたのですが、評価ということになると、すぐさまアメリカなどの評価方法を持ち込むおそれがあります。かつて、ヴェトナムの第1期から第2期に移るときに、アメリカの何とか法という評価方法を直接適用しようとしたものですから、無批判にそんなことをやってどうするのだと言って、実を言うと私自身がつぶしてしまったことがあります。と申しますのは、いろいろな事項について数値化して正規分布表のようなものをこしらえて、そのうちのこちら側ならばよいというようなことだったものですから、形はそれで整うかもしれないけれども、そのことから何も生み出さないではないかということ批判したのです。今、カンボディアの場合なども含めて JICA の評価法は前に比べまして非常に進んできておりますけれども、まだまだこれから開発していかなければならないわけですが、評価手法の開発もさることながら、まず今までやってきたことについて、それをどのように分析して、それに対する評価をどういうふうにするのか、その場合に、今開発しつつある評価方法がどこまで有効であり、かつ法整備という分野に適用する場合に、それを修正する必要があるのかということ、今までの過去の中身についての分析と同時に、今後の評価に向けての評価方法の開発という点から、きちんと考えていかなければならないと思います。その際、評価の基準であります。法律が幾つ出来たかということは一つの基準かも知れませんが、それよりも、ODA には、先ほど申しましたように、それぞれの国の利益に着

目した戦略目標があつて、それに基づいてお金が使われるわけです。日本の場合には、日本の国民のお金を使うわけでありますから、そこで評価軸として、例えば、ヴェトナムで法律が幾つ通ったかということだけではなく、日本にとってどういう意味があつたかということの評価のファクターとして考えなければならないと思います。結局、国民の税金を使い、国民から支持されないような法整備支援であるとする、今後、長続きはしないのではないか。ヴェトナムでもカンボディアでもそうですけれども、特にヴェトナムの場合に、ヴェトナムに進出している日本企業から、当初は非常に大きな期待を持って我々の作業をサポートしていただきましたけれども、最近、法整備支援事業があまり現地進出企業にとって役に立たないのではないかとされており。目の前の経済的利益についてはともかく、我々の事業が相手国の信頼を得て、ひいては日本に対する信頼性が高まるという形で役立つことも大事ではないでしょうか。

それから、評価の上に立って、それではどういう戦略あるいは目標を立てるかということも、単に抽象的に考えるのではなくて、日本が持っている資源、どれだけの人材があるのか、どれだけの金があるかという我が方が持っている能力を前提として、対象国に、例えばインドネシアやアフリカといった対象国の現状に対してどこまで有効な支援ができるのか、つまり、手持ちの能力を前提として、どのようなゴール・ターゲットを考えるかということがあります。そして、法分野の中でどういうことについて支援をするのか、例えば、裁判所をつくることまでやるのか、私法分野でやるのか、それとも行政制度まで盛り込むのかというようなことも含めてコストパフォーマンスの高い支援を考えるべきです。また、中身であります。人材育成というのは、先ほど申しましたように、長期的に見れば効果のあるものですが、だれに対してどういう育成をするのか、これを根っこからやっていったのでは、とてもとても現在の JICA の予算ではできませんので、トレーナーズ・トレーニングをやるとしても、どこまで何をやるのかというような観点から、人材育成についても、もう一度きっちりとした戦略を立てる必要があります。

第3には、ハードについて、先ほども日本法センターというお話がありましたけれども、ハードについても一定のきちっとしたターゲットを付けた上ならば結構でありますけれども、ハードについては法整備支援ではやらないのだということで今まで押し通して、ヴェトナムやカンボディアからのいろいろな要請をみんな断ってきたわけですが、仮にハードについての支援を今後やっていくとすれば、それはどういう位置付けでどこまでのハードについて支援をするのか。裁判所が欲しいから裁判所、図書館が欲しいから図書館というのではとても間に合いません。それでは、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

【司会】 森島先生、どうもありがとうございました。

## クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起

法務総合研究所国際協力部教官 田中嘉寿子

【司会】 これから法総研国際協力部教官の田中嘉寿子が、「クエスチョネアに基づく問題分析報告及び問題提起」を行います。準備しております間に、ただいま御講演いただきました竹下先生、森嶋先生の講演に対する御質問がございます方は、お手元の質問記入票に、御記入の上、会場の後ろの方に回収箱がございますので、こちらへお入れいただきまして、午後のパネルディスカッションの部分で御質問にお答えいただきたいと思います。それでは、準備ができましたら田中教官、よろしくお願いいたします。

【田中】 法総研の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元にパワーポイントの資料（本誌102ページから105ページ参照）がございますので、スクリーン又は資料を適宜御参照いただけたらと思います。

最初に、16の機関から質問票に対する御回答をいただきました。御協力、誠にありがとうございました。回答していただきました機関につきましては、法総研からの配付資料（本誌119ページから137ページ参照）に機関の概要についてのみ掲載しております。私の方の作業といたしましては、その機関の概要以外に、それぞれの機関が実施したプロジェクトの中で体験された問題点を指摘していただき、また、解決策を御提案いただいた中から、それを整理・分析したものについて、これから御報告するというごこととございます。共通しておりましたことは、この16機関の支援の対象国はアジア地域だけでございました。主として ASEAN 諸国の中の、特に CLMV と言われる、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナムですけれども、中央アジアも入っております。また、やや ASEAN の中ではシニアになっておりますインドネシア等の国も入っております。支援の形態としては、現地でのセミナーないしワークショップを行うというもの、国内研修を実施する、留学生を受け入れる、現地に行つて課題の調査をする、講師を派遣するというようなものがありました。全体を通して、問題意識はほぼ共通であると思えました。



課題としましては、竹下先生や森嶋先生の御講演にもありましたように戦略性の問題、評価の問題とプロジェクトの目標をどうするかというような大きな枠組みの問題が指摘されている点が多かったように思われます。また、それらの課題をどう克服するかにつきましてはの方法論としては、いろいろ指摘されておりましたので、これから御報告したいと思います。指摘された問題点を3段階に整理させていただきますと、一定の支援をすることをプロジェクトといいます。そのプロジェクトの計画の策定段階、支援を実施する段階、評価する段階の3段階に分けられると思います。

計画策定段階での問題点といたしましては、まず、今までの御講演で指摘されておりましたとおり、戦略性が欠けている、又は不明確であり、関係者の間でもなかなか意思統一がなされていないという点です。また、現在 ODA 改革が進んでおりますけれども、その ODA 大

綱の基本原則で挙げられている三つの要素が、この法整備支援ではどういう形で位置付けられ、整理されているのか、又は国別援助計画が ODA の中にありますけれども、そういう中でどういう視点で法整備支援をやっているのかという点がいずれも不明確であるというようなことです。知的支援の分野として現在進んでおりますのは経済政策支援と法整備支援の2点だと思われましても、その関係がどうなっているのかという点と、いずれもこのような知的支援といいますのは、中長期的にしか効果が現れないもので、直ちに効果が現れるということはまず考えられないものですので、そういう中長期的視野が欠けているのではないかというような問題点が指摘されておりました。また、個々のプロジェクトの目標をどう設定するかというのがややあいまいであるために、結果的に評価も困難になっているという御指摘もありました。また、各支援活動の相互協力・調整が不十分であるというお声も多かったのですが、私が質問票を整理させていただいて、横の連絡が全然ないためにそれぞれ別の活動をしておられるという印象を受けたことも多々ございました。したがって、国内の各機関の調整という問題もありますし、また、ドナー間調整の問題もあるという点が指摘されておりました。

基礎調査については、法整備支援活動というのは、日本の場合、押し付けを回避する、相手方との対話を重視するという点では関係者間に共通の意識がございます。そのためには、相手方の事情ということをよく知らなければならないのですけれども、いずれも不十分ではないか、つまり相手国の法制度、まず社会背景や政治情勢などプロジェクトに影響を与えることに関する調査が不十分であるという御指摘がありました。また、プロジェクトを実施する段階では、やはり現地での活動が多く、また、現地・相手国の方との直接の対話が多い機関ほど多くの指摘がなされていたように思われます。ODA の従前の枠組みと知的支援というものがあまりよく合っておらず、従前の枠組みは物づくりが中心であったような状態ですので、知的支援の制度や人をつくるという目に見えにくい、また、継続性が必要であるもの、ノウハウの蓄積が必要であるものについては、必ずしも契約のやり方、評価のやり方、その他、もろもろの不整合があってやりにくい面が多いという御指摘もありました。

また、物づくりの枠組みでは、予算的・手続的な透明性や公正競争の原理が必要とされていますが、知的支援では、関係者間にまだ経験が少ないということもありまして、ノウハウの蓄積が非常に重要ですし、継続的・長期的支援が必要な分野ですので、手続的な透明性確保と効率的又は適正な知的支援を行うという面の両面をどう整合させるかという点に課題があるという指摘がありました。また、法律というのは優れて言語に依存する学問ですので、単語一つの翻訳を間違えましても全く違う結果が生じます。森嶋先生や竹下先生の部会で書かれたカンボディアの民法、民事訴訟法を翻訳するときに、非常に翻訳者の方々も努力されましたし、現地との対話を重視されましたのも、人の権利・義務を規定する単語をどう決めるかによって、カンボディアの国民全体に影響を与えるものになるからです。そのような重要な意味を持っている法律用語の翻訳につきましては、関係者はいずれも非常に高い問題意識を持っておられまして、専門用語の公定訳もないし、統一的な翻訳もされていない、また、英語を介在する場合には大陸法系がベースのところ英米法系の英語の訳語を与えると混乱

が起きるといような問題点が指摘されておりました。また、仮に相手の国に法律用語があっても、経済関係の法律の用語は、相手の国にとって新しい問題ですので、非常に用語が少ないため翻訳が難しいという問題があります。当然法律用語辞典も完備されておりませんし、通訳人も不足している、英語が介在する場合には、英語使用の特有の問題点がありますし、日本法の国外への情報発信が少ないという問題点も指摘されております。

このような問題点のほかに実施機関側の問題点も指摘されておまして、これらプロジェクトの実施チームの編成やプロジェクトの運営管理が非常に重要であるにもかかわらず問題点が多いという指摘がありました。これは竹下先生や森脇先生の御講演でも問題提起されていたところだと思います。また、法整備支援活動そのものがまだ新しい活動ですので、常設の協力実施機関というものがまだ多数ございません。法総研国際協力部は、その意味では2001年4月によりやく設置されたばかりですし、それ以外に法整備支援だけを専門に行っている部署というのはあまりないと思います。JICAの委託又はそれ以外の省庁その他で行っているいろいろな研修がありますけれども、例えば、WTO関連の研修だけを取り上げても、いろいろな研修が実施されていますが、それぞれ主体が違いまして、お互いの連絡調整やノウハウの情報交換などもほとんど行われていない状態にあります。

また、国内での研修がどういう成果を上げているか。これは評価の問題にもなるのですが、スキームの中身にインパクトを上げるようなものがあまりない。帰国後のフォローアップもされていないし、研修員以外に研修の成果が伝わるようなスキームにもなっていない。また、研修員のレベルにばらつきがあるとか、国別以外にマルチ研修特有の成果が上げにくいという問題点も挙げられておりました。

また、経済法制度整備支援と法制度整備支援との協力がほとんどなされていないので問題であるという御意見もありましたし、ドナー間会議への対応が不足しているという御意見もあります。また、カウンターパート側にもいろいろな条件が必要なのですけれども、それが必ずしもうまくいっていない場合があるということも指摘されています。カンボディアのような場合は比較的うまくいった例として挙げられておりましたが、やはり非常に重要な問題であります。また、向こうの人材の基本的な素養として、なかなか十分な知識を持った人材がいがないがために、知識の伝達がやりにくいという面もあります。また、法令相互間の矛盾・重複についてのカウンターパート自身の調整能力や調整意識が低いというような意見と先ほども森脇先生から御紹介がありましたように、いろいろな法律をいろいろなドナーがかかわっているので、調整ができていないという指摘もあります。また、プロジェクトを考えたときの外部条件になるべきものなのですが、政治状況の影響も非常に大きいので、この観点も必要であるという御意見がありました。

また、評価の問題点につきましては、再三指摘されているところですので、十分お分かりのことだと思いますけれども、興味深かった点は、評価はあくまでも多様なものでなければならない。何かのプロジェクトを実施する機関自身だけの評価だけでは不十分なのはもちろんでして、それ以外の多様な意見を入れるための外部調査も必要であるし、また、外部から講師や専門家に来ていただいたときに、その専門家からも評価をしてもらうべきであるとい

う意見がありました。また、受けた研修員からも評価をしてもらうべきであるけれども、それもその研修なり、ワークショップなりが終わった直後だけではなくて、彼らが職場に帰った後、本当に仕事に役に立ったのかどうかというような長期的な視野での評価も必要なのではないかというような多様な評価方法があり得るだろうという点は、非常に興味深い指摘であったと思います。

解決策というのも1個だけの正解ではありませんで、こういう点についてもっときちんと検討すべきである、又はこういう考えもあるのではないかというような程度のものしか現段階ではまだないのですけれども、一応御紹介させていただきます。まず、事前調査をもっと拡充すべきであるというのは当然の御指摘なのですが、予算や時間的な制約も多い中で、どうやって調査を拡充するかにつきましては、まず調査結果が十分に公開・共有化されておらず、同じような調査を何度も日本のいろいろな機関がやるという御意見は多々ありますので、何とかこれを一括管理して、公開していく方向でできないかという御意見もあります。また、市場経済化向けの法整備支援ですので、法律と経済とのダイナミックな関係をどう認識すべきであるのか、また、法律自体と、その執行との関係をもっときちんと調査すべきであるという意見もありました。中央と地方のねじれの問題、これは執行の問題ともかかわりますけれども、そういういろいろな問題点の御指摘がありました。

また、計画策定の段階では、戦略策定が非常に重要であると再三御意見がありましたが、ODAの総合戦略は、国別援助計画との整合性をとりつつ、何を大きな戦略に持っていくのかという問題があります。また、ODA大綱の中に挙げられていました民主化や自由の拡大と、その市場経済化というものの関係につきましては、竹下先生の御講演にもありましたように、訴訟法というのは裁判を受ける権利の保障であり、正に人権保障の最も重要な中核を成すものの一つである。また、日本が支援しております基礎的な民商法というのは財産権の保障であり、人権保障の第一段階になります。そういう理解をあまりされていないのではないかというような御指摘があり、経済戦略の面でも、別に銀行系援助機関のように押し付けているのではなくて、自立的な執行までを視野に入れた、相手国も日本も満足するような意味での経済戦略を設定しているのだという点を指摘されていました。

また、目標を明確にすべきであるという点につきましては、もう言うまでもないことですが、それぞれの支援活動の内容をどう組み合わせ、どう活用するかという点をもっと考えるべきであるということと、中長期的な計画の中で何を終期に持ってくるか、どういう状態になればプロジェクトは終了であるかというところが、ある程度の支援活動の経験を踏まえた方から御指摘がありました。やはり手探りで始めた段階が、過去何年かございましたので、どこで終わるかという点までなかなか視野に入っていなかったかもしれませんが、ある程度の御経験のある方からは、自立発展性を求める終期を設定すべきであるという御意見が出ておりました。

時間も押し迫りましたが、まず情報共有のための努力を今後も続けるべきであり、そのためにはこの種の法整備支援連絡会もその一つですけれども、もっといろいろなフォーラムがあればよろしいですし、プロジェクトの報告会なども国内でもっとやっていただきたい。ま

た、資料も作成して公開していただきたい。講義があれば講義録，レジュメがあればレジュメなども，いいものはどんどん公開していくようにしたい。また，プロジェクトの運営管理につきましても，法総研のような常設機関であれば意識が薄いのですけれども，日弁連や民訴部会のような非常設機関におきましては，運営管理が非常に重要な問題になりますので，そういう点が今後の検討課題であると思います。言語上の問題点につきましては，坂野さんの方からまた後で翻訳をされた立場から御報告があると思いますので，そちらに譲ります。また，国内研修の中でもいろいろなヒントをいただきましたので，研修を実施しておられるような方々は是非御覧いただきたいのですが，その中でモデレーターの役割というもの少しクローズアップされるべきではないかと思いました。個々の研修員と講師との橋渡しをして，途上国に対する活動に慣れておられない専門家と途上国からの参加者をつなぐ者がもっと養成されるべきであると思います。また，カウンターパート側にインパクトを与えるための方策をもう少し真剣に考えるべきであろうと思われました。評価につきましては，非常に難しい問題が多々ございますので，今後の研究課題だと思えます。

大分省略しましたがけれども，いろいろな課題が見受けられました。それぞれにつきましては，皆さん共通の認識を持っておられると思います。ただ，これは私の個人的意見ですけれども，このように法整備支援にかかわらせていただきまして思いましたのは，日本の法律家，学者，実務家にかかわらず，金銭的な報酬のために法整備支援活動をするというような方はめったにおられません。報酬はインセンティブになりにくいものですので，支援活動を今後ある程度拡充していくためには，この法整備支援活動にかかわることが，日本の国の法律家にとっても何らかのメリットがあるのだということをもう少し広く認識していただきたいと思えます。そのメリットといいますのは，それぞれ教える立場に立たれますと，講師の方々もおっしゃるのですが，法の本質に立ち戻って勉強し直さなければならない。日本人に教える以上に非常に難しい問題を突き付けられますので，そういう勉強のやり直しになるということと，通常業務であり得ない，ここにお集まりの皆さんのように，立法，適用，運用，解釈，教育，すべてにかかわる人々が一堂に会して協力する活動はほかにめったにございません。そこから得られるものは非常に大きいと思えますので，そういう経験が国内にフィードバックされるように，今後も広報活動やお互いの情報交換活動が盛んになって，より良い法整備支援活動が行われるように期待しております。どうも御清聴ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございます。

予定の時間を少し過ぎましたが，これよりお昼の休憩に入りたいと思います。午後のセッションは1時30分から開始いたしますので，またこちらへお集まり願います。

( 休 憩 )